

第41回 佐用町議会(定例)会議録 (第5日)

平成23年3月17日(木曜日)

出席議員 (18名)	1番	石 堂 基	2番	新 田 俊 一
	3番	岡 本 義 次	4番	敏 森 正 勝
	5番	金 谷 英 志	6番	松 尾 文 雄
	7番	井 上 洋 文	8番	笹 田 鈴 香
	9番	高 木 照 雄	10番	山 本 幹 雄
	11番	大 下 吉 三 郎	12番	岡 本 安 夫
	13番	石 黒 永 剛	14番	山 田 弘 治
	15番	西 岡 正	16番	鍋 島 裕 文
	17番	平 岡 き ぬ 糸	18番	矢 内 作 夫
欠席議員 (名)				
遅刻議員 (名)				
早退議員 (名)				

事務局出席 職員職氏名	議会事務局長	大久保 八 郎	書 記	尾 崎 基 彦
説明のため出席 した者の職氏名 (21名)	町 長	庵 迢 典 章	副 町 長	高 見 俊 男
	復興担当理事	山 田 聖 一	教 育 長	勝 山 剛
	総 務 課 長	坪 内 頼 男	企画防災課長	長 尾 富 夫
	税 務 課 長	保 井 正 文	住 民 課 長	谷 口 行 雄
	健康福祉課長	野 村 正 明	農林振興課長	小 林 裕 和
	商工観光課長	前 澤 敏 美	建 設 課 長	上 野 耕 作
	上下水道課長	野 村 久 雄	生涯学習課長	福 本 美 昭
	天文台公園長	黒 田 武 彦	上月支所長	木 村 佳 都 男
	南光支所長	春 名 満	三日月支所長	廣 瀬 秋 好
	会 計 課 長	新 庄 孝	消 防 長	敏 蔭 将 弘
	教 育 課 長	福 井 泉		
欠 席 者 (名)				
遅 刻 者 (1名)	生涯学習課長	福 本 美 昭		
		午前10時59分 か ら 入 場		
早 退 者 (1名)	消 防 長	敏 蔭 将 弘		
		午後1時から早退		
議 事 日 程	別 紙 の と お り			

【本日の会議に付した案件】

日程第 1 . 一般質問

午前 10 時 01 分 開議

議長（矢内作夫君） おはようございます。

昨日に引き続き早朝よりお揃いでご出席をいただきまして、誠にご苦労様でございます。ただ今の出席議員数は定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。なお、冒頭、町長から発言の申し出があります。許可しておりますので、よろしくお願い致します。

町長。

〔町長 挙手〕

町長（庵逄典章君） おはようございます。一般質問の前ですけれども、時間いただきまして、2点、報告をさせていただきます。

1点目につきましては、一昨年の豪雨災害により行方不明になっておられます、小林文太君でありますけれども、裁判所の、失踪宣告を経てですね、昨日、死亡届が、おじいさんの方から提出をされて、明日、10時に自宅の方で葬儀が営まれるということでございますので、ご報告を申し上げます。

それから、もう1点、昨日、この度の災害支援として、救援物資を、今、届けに4名の者が向かっておりますけれども、昨日、雪でですね、昨夜、心配をしておりましたけれども、一応、順調に進んで、現在、仙台市までですね、たどり着いたという連絡がございました。この調子で、進めば、今日、お昼前までにはですね、目的地の栗原市まで行けるといふふうに、今、報告がございました。順調に進んでおりますので、ご報告を申し上げます。

以上でございます。

議長（矢内作夫君） はい、ありがとうございました。

ここで、福本生涯学習課長から、高年大学佐用教室の閉校式出席のためということで、遅刻届が出ております。認めておりますので、報告をしておきます。

それでは、直ちに日程に入ります。

日程第 1 . 一般質問

議長（矢内作夫君） 日程第 1 は、昨日に引き続き一般質問及び答弁を行います。通告に基づき順次議長より指名をいたします。

まず、10番、山本幹雄君。

10番（山本幹雄君） 10番議席の山本です。

今回、私が一般質問しようとした3点の内の1点は、山中鹿介物語、尼子再興記という、おやまだみむが書いた単行本についてでありました。この単行本のできばえをとやかく言うものではなく、佐用町も一昨年8月9日、台風9号による大水害に見舞われ、一刻も早

い復旧復興に、そして、更に発展するために、何をなすべきかを考えた時、今は、観光産業が一番であります。そのため、佐用町を、どうPRしていくかということであり、町内だけで盛り上がるのではなく、外へ、外へと佐用町をPRし続け、一刻も早い復興に、更なる発展へと結びつける必要があると考えたからであります。

そこで、山口県在住のおやまだみむさんが書いた単行本が絶好の機会であり、これを利用しない手はないと考えたからであります。

しかし、11日に起こった東日本大震災により、佐用町としても、それどころではなくなってしまいました。あの惨状を見た時、佐用町として、声高に復興、復旧と、お祭りと言えなくなってしまったように思います。

全体の災害復興規模は、桁違いであったが、被災された個々にとりましては、思いは同じであるはずで、身内の方を亡くされた方、未だ行方不明のままの方、家や財産を、思い出と一緒に無くされた方など、その悲しみ、苦しみは、佐用町民にとって同じであり、遠くの出来事としてではなく、今回の東日本大震災については、何か、身につまされる思いであります。今回、被災された方には、心よりお見舞い申し上げ、また、亡くなられた方には、心よりお悔やみ申し上げます。

それでは、通告の順番と異なりますけども、先ほど言わしていただいた、漫画家おやまだみむの山中鹿介物語、再興記について伺います。まあ、本は、これなんです。見ていただいたら分かる通り、非常に可愛らしく女の子の人が書いた、今時の漫画であります。この本は、作者、作家自身が、上月の歴史資料館に持って来て、置かして欲しいと言われた本であります。山中鹿介という武将は、昔は、修身の本に書かれていたというほど有名な武将であったが、その生き方、主君に忠誠を誓うということが、戦後、占領軍としては、統治するのに不都合ということで、歴史の表舞台に出ることを嫌がったと聞きます。それが、本当のことなのか。また、物語として、山中鹿介の生き方が、どこまで本当なのかは、今となっては、誰も分からない。しかし、小さな城であった上月城が、戦国時代、歴史の中で、きらりと輝き、今日に至るといことは、間違いのない事実であります。日本を代表する2人の軍師、竹中半兵衛に黒田官兵衛が、この2人の軍師をもって秀吉が攻めたという城はほとんどなく、それだけ上月城というのは、信長方にとっても毛利方にとっても、重要な拠点であったことは間違いのない事実であります。鹿介が歴史の中で輝き活躍した瞬間は、ほんのわずかな期間ではあったが、主家、尼子勝久をかつぎ、上月城で再興を願い、岡山県高梁川で最期を遂げるまで、その輝きは戦前であっても教科書に載るほどであったことは、佐用町にとって、大きな財産と言っても良いのではないかと思います。

遠く山口県在住の漫画家が、ありがたいことに関心を持ち、こうして漫画にしていたいただき、わざわざ歴史資料館まで訪ねて来ていただいた。本当にありがたいことだと思います。当事者である佐用町が、その思いを、どう受け止め、今後に続けようというのか。神河町で、映画のロケが行われたということは、よく知られていることである。

そこで、佐用町でもロケ地の誘致を行えばと、よく言われる。それは、ロケをすることで知名度も上がると考えられるからであります。佐用町としては、このような動きに対し、どのように感じ、町おこしに活用しようというのかを伺いたいと思います。答弁よろしく申し上げます。

議長（矢内作夫君） はい、それでは、1項目目、答弁よろしく申し上げます。町長。

町長（庵逄典章君） それでは、山本議員からのご質問に、まず、お答えをさせていただきます。

この、まず、漫画家であります、おやまだみむさんが、書いていただいた、山中鹿介の

物語という、この漫画ですね、このことについて、この上月城、この歴史をですね、どのように活かすかという趣旨のご質問をいただいて、私も、この漫画につきまして、ご質問いただいてからですね、資料として、手に入れて、これは読ませていただきました。まあ、そういう中で、まだ、それについては、読んだとこなので、内容的に、十分その、理解はしてないところもございませけれども、そのことを、きっかけにですね、どうするかという観点から、お話をさせて、答弁をさせていただきたいと思います。

上月城址を活用した町おこしと言いますか、地域おこしは、現在、上月地域づくり協議会を中心として上月城まつりとして取り組んでいただいております、昨年も10月24日、第4回目を開催されたところでございます。

また、10月3日には、上月城址及び周辺を活用した歴史散策と自然観察会のウォーキングの開催を行うなど、地域で地元の歴史資産を活用して、地域の活性化と交流が展開をされているところでございます。

このように、地域のみなさんが協力し合って活動に取り組むことにより、地域への愛着や誇りを感じ、より一層活性化の気運が高まってくるものと思っております。

町といたしましても、上月城址の下に、歴史資料館の建設がなされ、遊歩道の整備、また、城跡頂上の見晴らしを確保するための立ち木の伐採などを進め、環境の整備などを行ってきております。

また、旧上月町の時に、上月城址及び周辺の現地調査、及び、史料、記録の収集、調査研究が行われ、平成17年9月に上月城史、上月合戦の発行を行い、歴史的史料の整理も進めてきており、今後も、地域と一体となつてですね、このような歴史を活用した活性化の取り組みを継続して行っていくことが重要ではないかなというふうに、思っております。

以上で、簡単ですけれども、第1回目のお答えとさせていただきます。

〔山本君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、再質問、10番、山本君。

10番（山本幹雄君） まあ、今回、このあれを出ささせていただいた時には、日本という状況が、今の状況とは全く違っておりましたし、佐用町も災害の直後からいかに復旧、復興し、更なる発展につなげるかという思いの中で、いろんなことを、ドンドンやっぴいかなきゃいけない。そういう時期であったということは間違いなかったと思います。

そういう中で、先ほど言わせてもらったように、ロケ地の誘致なんかをやりながら、ドンドン頑張つて、まあ、佐用町の発展につなげていかなければならないという思いでありました。

ただまあ、先ほども言わせてもらったように、この災害があったという中で、今は、確かに全国的に見れば鎮魂の時期であり、佐用町としても同じような災害に遭ったという思いの中では、特に考えなければならぬ点もあるとは思いますが、ただ、佐用町としても、発展、発展、そういったものに、つなげていくためにも、今回、こういう本を書いていただいたということは、遠くの方も、この上月城に非常に関心を持っておられる方が、たくさんおられる、そういうふう感じております。

数日前も資料館で、男性の方が訪れ、今度、姫路の方で、黒田官兵衛の、その大河ドラマをやっていただきたいということで、今、一生懸命活動している。そういうふう伺いました。で、やっぱり、そういう形を一生懸命することによって、より多くの人に姫路を知っていただくこと、その人たちは、一生懸命なんだと思います。それが、なぜ、上月の歴史資料館に来たかという、そのことは、やっぱり黒田官兵衛の関係者が、この上月の

関係者と縁があるということで、上月氏の方が嫁がれているということなんですけれども、そういった中で、上月城とも非常に関係がある、そういう中で、上月城へ訪ねて見えました。で、一緒になって、そういうふうな動きをしたいというふうな感じのことを話されておりました。私は、姫路の方で、一生懸命頑張っておられるというのであれば、この佐用町も、そういう動きに便乗しながら、どうPRしていくかということも大切なのではないかと思います。

確かに、上月城まつりとかウォーキングとかはやられております。それは、私もこう、一生懸命一緒になってやらせてもらってますので、よく存じてます。ウォーキングも昨年一緒に山を歩かさせていただきました。

ただ、それは、内向きだけでありまして、外に対して、どうPRするかというところまで、まだまだ、っていないというのが現実で、そうではなくして、もっと広く、外に、この上月城を利用しながら、佐用町を、どうPRするかということだと思っんですよ。そういう点で、もう少し、上月城まつりをするというだけではなくして、町として、考える必要があるのではないかと思いますので、そういった点について、もう一度お願いします。

〔町長 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、町長。

町長（庵邊典章君） はい、現在までの取り組みと、これからまあ、当然、こういうことは、継続してですね、取り組んでいくことが、まず必要ではないかなということも、まあ、お答えをさせていただいたんですけども、議員が、そういうふうにご提案いただいていますようにですね、当然まあ、地域の者が、やっぱり自分たちの地域、歴史を知って、また、それを誇りに持ってですね、また、そのことを町外、外に発信をしていかなきゃいけない。そのことによって、また、いろんな町外、広くですね、この地を訪れていただいたり、また、関心を持っていただいて、活性化につなげていくということが大事だというふうに思っております。

私もまあ、歴史ということについては、非常に興味を持った、また、各いろんな地域、いろんな過去の古い歴史をいっぱい持ってますけども、そういう歴史がですね、1つの大きな資源になっていることは、これはまあ、間違いないし、特に、日本の歴史の中でですね、テレビ等でも、よく、大河ドラマ、NHKのですね、取り上げられるのも、日本の歴史の中では、幕末の、あの一時期。そして、そのもう1つは、この戦国時代、そして、江戸幕府が開かれるまでのですね、この戦国時代という、非常にまあ、日本の歴史の中でもですね、いろんな方がこう、出てきて、また、いろんな光、そういうその、活躍をされた、そういう時代だというふうに思います。

まあ、そういう中で、この山中鹿介もですね、そういう戦国時代のですね、歴史の中でも、大きな光を放った人物だというふうに思いますし、先ほどお話のように、西播磨の、この地域での、その時代のですね、いろんな出来事が、いっぱい歴史があるわけです。そこに絡み合っている中で、黒田官兵衛とかですね、まあ、山中鹿介というような、そういう歴史を、中を織り成した人物でありまして、姫路市においてですね、黒田官兵衛の、まず主人公とした、そういう大河ドラマを制作して欲しいという、そういうことの運動をですね、これをされておまして、これは、西播磨市町長会の中でもですね、市長からもですね、そういうお話で、一緒にね、西播磨として、取り組んでいこうというような話もいただいております。

あのまあ、なかなか、その山中鹿介だけのね、一生とか、それだけの主人公では、全体

の、そのドラマ全体をと言いますか、その歴史、当時の歴史そのものを、全てを網羅することができないわけで、いろんな人が絡み合っていて、この時代の、本当にあの、今の時代をつくる、この時代をつくっていったですね、そういう歴史というものが、非常に浮かび上がってくるのではないかと。その中で、黒田官兵衛というのはですね、非常に大きな役割と言うんですか、活躍をした人。それにつながる山中鹿介というようなね、ものも、本当に大きな、歴史的な、やはり意義を持った者、人物ではないかなというふうに思っておりますし、それを、やはり発信して行って、佐用町としてのですね、誇り、佐用町のやっぱり誇り得る人物として捉えて、これを活性化につなげていければというふうに思います。

まして、この地域につきましては、上月城址、お城が、今あるわけではないので、その、形の物というのは、なかなかないんですね。だから、やはり、それは、やっぱり、当時の、その歴史というもの、その史実とかだけではなくて、いろんな言い伝えもあります。そういうものを、どのように活用するかと。現在に活用する、利用するかということだと思っておりますけれども、まあ、この歴史資料館があり、来年、今年の予算で計上させて、予定をさせていただいておりますけれども、来年度に繰り越して、ここに皆田和紙のですね、工房を建設をするということになっております。まあ、やはり、多くの人に来ていただいて、じゃあ何をどうするかということになって、つなげていかなければなりませんのでね、それは、やはり、皆田和紙というですね、これも1つの伝統的な、昔からの、この産業と言いますか、工芸品、こういう形で皆田和紙も1つのですね、この地域を活性化していく、1つの資料にですね、していきたいと思っておりますし、ここには、また、大谷家というですね、非常にまあ、佐用町でも古い歴史を持ったですね、家が存在しております。この大谷家についても、先般、中を公開させていただいてですね、まあ、その、皆さんに協力させていただいておりますし、また、この上月城址につながる、上にある目高の方はですね、そういう、これは当然、古い地域であり、非常にまああの、ああいう石崖の上に家が建っているようなですね、そういう意味でも、非常にまあ、日本の農村の風景としても貴重なものではないかと思うんですけれども、その所に、一番上、大阪からですね、阪上さんが、利他村というですね、村を新しく作っていきこうというようなですね、動きで、頑張らせていただいております。まあ、そこに向けて、遊歩道も、地域の皆さんが協力いただいて整備された。ハイキングをされたり、そういうイベントもさせていただいているというような状況です。

そういういろんな人のですね、協力と思い、いろんな力というものを組み合わせてですね、このことを町外に発信をしていきたいというふうに考えているところでございます。

〔山本君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、10番、山本君。

10番（山本幹雄君） まあ、ほんまに、本当にその、皆田和紙の、まあ、こう、資料館をつくっていただくというふうな話もありましたし、そういった意味では、非常にありがたいなというふうに感じております。

ただ、あそこにある歴史資料館もまあ、皆田和紙と、それから早瀬の土人形、それから、その歴史における、そのパネル等が展示されておりますけれども、先ほど、私が言わせていただいたような、そのまあ、本を書きいただくとか、まあ、この本だけじゃなくして、別のちょっと、題名忘れたんですけども、雑誌、まあ漫画なんですけれども、見ていると、これは男性の方用の、戦国時代の漫画ですけども、それにもやっぱりこう、山中鹿介とか尼子が、その主人公になるというんじゃないかと、信長とか秀吉とか、その戦いの

中に、やっぱり登場する。そういうなんですね。だから、その方、そのものが、その主人公になるほど大きなことかと言うと、そうではないかも分からないけども、やっぱり黒田官兵衛とか、竹中半兵衛が共に、ここに攻めてきたという城は、私、あんまりこう、聞いたことがない。その2人が一緒に攻めた城というのは、そういう意味で、ある意味で、まれな城だろうと思いますし、そういう重要な拠点であった戦いであったと思います。

まあ、戦後一番良く城主が替わった城だ、戦後じゃなくて戦中一番、城主が替わった城やというふうにも伺っておりますし、そういうことを、地元の間人もあまり知らないというのがありますけども、どうももっともっとPRしていくかということが、なかなかやっぱりこう、できていないということが、大きな問題であると思います。

だから今、黒田官兵衛の方が、そのまあ、西播磨の方で一緒にやるというふうに言われておりましたけれども、大原町が以前、何年か、もう7、8年前になりますかね、宮本武蔵をやりましたね。市川あれが。あの時に、大原町は、かなりNHKに働きかけてやったんですね。それは、あの、私達、当時、上月の議員で、大原町へ視察という形で、そういう話を伺いに行ったことがあるんです。その時に、大原町の、その当時の町長さん等が一生懸命言われてました。

岡山の、そのNHKの支局とか、いろいろ、私ら働きかけたんです。黙って来てくれるということは、絶対ありませんから、まず働きかけないと来てくれませんと言われてました。そういう意味において、この黒田官兵衛をするということであるなら、もうちょっと佐用町も、その先ほど言わせてもらったように、黒田官兵衛の奥さんだったかが、上月氏の娘か誰かが、確か嫁がれているはずなんで、非常に関係の深いということもありますので、もう少し、佐用町として、力を入れる方向。ただ、利他村もあるし、やられているし、それは、そこが頑張っているんであって、阪上さんが、大阪から帰って、利他村をやられているとか、地域で、皆田和紙もやられているとか、それは、それで、皆さんこう、頑張ってもらっているけれども、佐用町として、佐用町として、もう少し力を入れられる点は、ないのかということ、もう一度、ちょっと伺いたいと思います。

〔町長 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、町長。

町長（庵逄典章君） まあ、その戦国時代の、この西播磨のね、大きなうねりというものを捉えたですね、そういう大河ドラマというの、まあ、これは、大河ドラマというの、本当に、1年間放送されて、非常にまあ、大きなこう、話題と、また、観光に向けても力があるということで、各地域が、いろんなまあ、売込みをしてですね、取り上げて欲しいということでのNHKにも働きかけをしているということで、当然、佐用町としても、そういうその、先ほど申しました、姫路市、姫路のですね、中心にした黒田官兵衛。これは、黒田官兵衛は、また、福岡の方にも行くわけで、そういう、その大河ドラマでの取り組みというのは、もう既にまあ、されておまして、町としても、そういうふうにならなうね、取り組んでいきたいということは、考えております。

また、歴史、上月で整備された歴史資料館についてもですね、まあ、せっかくまあ、ああいう建物が建設されておりますけれども、まあ、あそこに来ていただいても、まだ、山中鹿介とかですね、そういう、その資料というのは、まあ、元々まあ、そのなかなか資料というものが、ないんですけれども、まあ、そういう点で、そういう、来ていただいた方に、まあ、そういうことを見ていただく、知っていただくようなですね、取り組みができないか、そういうことは、考えていかなければならないというふうに思っております。

〔山本君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、10番、山本君。

10番（山本幹雄君） まあ、そういう形でね、取り組んでいただいて、やっぱり少しでも佐用町をPRしていくということは、重要なことであると思いますし、まあ、確かに、山中鹿介自身がおったのは、非常に短い期間であったということは、もう間違いない事実なんだろうと思います。

ただ、私会ったことがないんで、詳しくは言えません。ただ、そうだろうと思います。

けども、やっぱり佐用町、全国的に見て、これと言ってPRできるというものは、あまりないと思います。ところが、その、山口県在住の作家の方が、書いてくれたと。まあ、本の内容自体は、私は、いいのか、悪いのか、そこらへんの評価というのは、ちょっと分かりませんが、そういうふうに書いてくれる。で、まあ、これ単行本1巻なんですけども、そうじゃなくして、本当にこう、そういうふうに関心を持っていただける漫画家がいるというのであるなら、佐用町としても、もっともっと応援できるし、応援するんだ。このおやまださんに、もうちょっと詳しい書いてもらえないかとか、そういった働きかけとか、そういったことも、行動としては、できるんじゃないかと思うんですけども、そういった点は、どうですかね。

〔町長 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、町長。

町長（庵逄典章君） あのまあ、そういう取り組みをする中でね、こういう関心を持って、こういう文筆活動をされているような方々の、また今後の協力もお願いをしていく必要があるかと思っています。

まあ、そういう、お会いできる機会があればですね、お会いしたと思いますし、まあ、ただ、この単行、今回出ている単行本というのは、内容的にですね、そんなに詳しいものでもありませんし、山中鹿介全体のこう、歴史にですね、非常に興味を持った人が、それを、この、だけで、これを知るといようなものではない。ただ、山中鹿介という人物を取り上げられたという段階のものであります。

まあ、山中鹿介については、歴史的に題材にした、他の小説とか、そういうものもあると思うんですけどもね、そういう中で、まあ、この、せっかく、こうして書いていただいたということで、まあ、今後、また、そういう町のPRなり、そういう取り組みで、ご協力がいただけるかどうか、こういうことについては、今後また、考えていきたいというふうに思っております。

〔山本君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、10番、山本君。

10番（山本幹雄君） はい、分かりました。まあ、そういうことで、じゃあ、山中鹿介、この、尼子再興記の質問は、終わりました、次、2点目といたしまして、学校の統廃合について、伺いたいと思います。

学校の統廃合については、昨日、鍋島議員も質問されておりました。議会では、協議されていませんし、鍋島議員も言われておりましたように、アンケート等も見ておりませんが、新聞に掲載され、まあその後の資料提供がなされ、今日、その、昼から説明を受けるということでありませけれども、その統廃合についての方向性というのを、ここで説明願いたいと思います。

議長（矢内作夫君） はい、教育長。

教育長（勝山 剛君） おはようございます。

それでは、山本議員の学校の統廃合に関する新聞掲載の内容、まあ、方向性についてのご質問にお答えさせていただきます。

なお、昨日、鍋島議員への答弁と一部重なることがありますけれども、ご了承賜りたいと思います。

佐用町では、昨年12月議会でご報告しましたとおり、佐用町の教育の基本指針となる佐用町教育振興基本計画を策定したところでございます。この基本計画は、各種の教育施策を提示しておりますが、その重点目標の1つであります社会の変化に対応する学校・園をつくるでは、早急な課題として児童生徒数の減少に伴い、保育園を含め小中学校の規模適正化の必要性が示されておるところです。このことを受けまして、早期な対応を図るために、昨年10月に庁舎内のプロジェクト会議を立ち上げ、保育園を含め小中学校の教育・保育環境の向上を目指して、学校・園規模適正化推進計画の策定作業を進めて参りました。

この適正化推進計画は、児童生徒数が減少している現状の中で、町としての責任ある方針を示す必要があると考えました。今後それぞれの地域や校区で協議検討していただくための大まかな取り組みの方針を定める全体計画として位置づけ作成したもので、この本議会議中に、改めてご説明したいと考えております。

作成に当たりましては、平成20年に作成いたしました学校適正規模検討作業部会報告書の具体的な資料と保育園の園児をはじめ小中学校児童生徒の保護者と教職員を対象にして実施した保育・学校教育に関する意識調査を基に、保護者や教職員のニーズを考慮しながらまとめたものでございます。

計画案の概要といたしましては、園児や児童生徒数の推移と予測に基づき、学校・園の規模適正化の必要性と具体的な統合対象校の枠組みや推進の方法、スケジュール等を提示しているものでございます。

また、推進につきましては、計画書案の中にもご提示しておりますが、地域の皆様との十分な協議が必要不可欠となると考え、まず、全町的な現状の説明会を全小学校区で開催。その後、それぞれの対象校区で懇談会や協議会を開催しながら、十分な理解を得ながら進めていきたいと考えておりますのでご理解賜りますようお願いいたします。

以上で、1回目の山本議員への質問の答えとさせていただきます。よろしく申し上げます。

〔山本君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、再質問、10番、山本君。

10番（山本幹雄君） まああの、地元の方に、説明していただかないかんとしますし、まあ、保護者の方等に説明していただかないかんとしますし、まあ今、説明の中でも、

そのようにされると言われておりました。

しかし、しかしですよ。説明するまでに新聞報道等がなされてしまえば、後、噂だけが先走ってしまうということなんですよ。噂だけが、先走ってしまった時に、後で、町長がこうなんだ。教育長が、こういう方向なんだと言っても、なかなか、修正は難しいのが現実だと思います。

だから、私は、いつも言うんですけども、聞かれた時に説明できるようにだけは、いつもして欲しいと。報告だけは欲しいと。

例えば、昨日、鍋島さんが質問されていたアンケートの内容についても、承知していないということを言われておりました。で、一緒であります、アンケートの内容も、僕らは承知していないし、そのアンケートの取り方も非常に良くないんじゃないかというふうに言われておりました。

で、こういう中で、新聞報道がなされ、住民の方が、不安だけ抱く。方向性も分からない。本当は、どうなのか。聞かれた時に、私達も答弁できない。ただ、いや、詳しいことは、まだ、詳しい内容は、まだ分からないんだと言うしかできない。これで、本当に、今から説明した時に、住民や保護者の方が、納得するだろうか。

私は、行政というのは、なかなか難しいし、1たす1が2である。そういうものではないと思います。人間と人間、感情と感情のぶつけ合いでありますから。ということは、常に言うんですけど、もう少し丁寧な進め方。口で、今、地区の方と説明せなあかんとか、関係者の人に、懇談会持ってせなあかんとか。もう、はっきり言うて遅いんです。そういうことは、あったことを報告、新聞にしなければならぬんです。こういうふうに、地区で説明しました。こういうふうに報告しました。こういうふうに話しましたということが、新聞に載るんであるなら、これは住民の方も十分了承できるんです。

ただ、私は、合併することが反対とは言っていないんです。合併することの是もありますし、また非もあると思うんです。ただ、いろんなことを考えた時、子どもたちの勉学に対する環境整備を考えた時には、合併もやむなしかも分からないし、私に、早く合併して欲しいと言われた保護者の方もおりました。そういう話を教育長にしたこともあると思います。ですから、合併を反対と、統廃合を反対と言っているつもりはないです。ただ、進め方において、非常に考えねばならない問題もあると思います。

私、以前、上月中学校に在籍中ですけども、中学2年の時でした。その時に、その時の教育長は、上月の須安の方でしたけれども、ある方から、数年前だったと思いますけども、まあ当時、先生されてた方です。その教育長は、非常に偉かったと。何が偉かったかというと、上月と久崎が合併した時に、対等合併なんだと。それは、吸収ではない。じゃあ、どうするかということで、上月の生徒は、まあ、私らですけども、久崎まで迎えに行ったんです。それで、久崎の生徒と上月の生徒が一緒に入ったんですよ。これで、対等なんだと。吸収じゃないと。そうすることによって、久崎の生徒の保護者さんは、安心すると。そういう、細かい配慮をしたのが、当時の教育長やったと。いろいろ言われている。あの、当時の教育長は、結構、いろいろ言われてます。もの凄く高い評価と、もう1つ別の評価があります。ただ、そういう細かな気づかいをされておったというのが事実であろうと思います。

で、今回の、この合併の、統廃合の、私、実は、言わなんだんです。パッと新聞見た瞬間に、パッと開いた時に、パッと大きくカラーでだったと思います。確か、載っているの見て、パッと閉めたんです。もう、これは見る必要ないと。説明も受けてないし、町民から聞かれても、私は知らないとしか言わないというつもりだったから、もう言わなかったんです。

やっぱり町民から聞かれた時に、議員が答えられない。これ、小さい問題ならいいんで

すよ。町の将来を担う子どもたちを育てる大事な学校機関で、何があっているのか、何をされているのか、町民から聞かれた時に答弁できないような、こんな教育の進め方があっていいのかというのが、僕の感じです。

だから、何で、今日、昼から説明受けるんですけれども、昼から説明を受け、それをもって、地域、懇談会などを行った上で、新聞に報告してもらおう。これが、私は、順番としては筋だと思いますけども、その点について、ちょっと伺いたいと思います。

〔教育課長 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、教育課長。

教育課長（福井 泉君） ちょっと、多いんですけれども、この適正化につきましては、町の総合計画の中で、少子化の進行に伴いまして、学校の適正の検討も必要ということが謳われております。それを受けまして、平成 20 年に、まあ内部ですが、適正化に向けた検討の作業部会が 1 年かけて作成されました。で、それを、その年の次の、22 年の 3 月に総務常任委員会で、その作業部会の報告書を説明させていただきました。

で、ただ、その作業部会の物を持って、直ぐ、適正化にじゃなくって、本当に、佐用町の教育に本当に必要かどうかということ審議する。そのために、条例を設置いただきまして、佐用町の教育の推進基本計画を作成するのに、22 年度、本年度でございますが、6 月から着手しまして、そして 1 月にできました。で、それを 2 月の教育委員会で、こう、議決を得て、議員さん方に提出させていただきました。

で、それと合わせまして、その中で、確かに、学校の適正化の取り組みは、急がなければ、こう、いけないと。教育の環境づくりをしなければいけないということが、明確になりました。

それと合わせまして、10 月から庁内のプロジェクトで、適正化の作業に入るということで、これは、議員さん方には、12 月の報告の中で、議会が終わった後で、教育長の方から報告させていただきました。その中では、その計画を作成するというのと、それから、アンケートを実施します。で、そのアンケート実施につきましては、議員さん方に、いろんな問い合わせがあるでしょう。そうしたこともお伝えしました。

で、後、この計画については、中長期にわたる計画になりますということで、これについては、教育委員会も、はっきりと、大切なこう、課題になるということで、まあ、信念を持って取り組むということ説明させていただきました。

まあ、議会というものは、一応、公開のものでございます。そうした内容のものを新聞社が、当日、教育委員会にこう、傍聴にも来られたんですけれども、傍聴の内容は、基本計画の承認の部分だけですが、後の件につきましては、議会の皆さん方にこう、説明させていただきました内容のものでございます。

で、町民に、いつそうしたものを、リアルタイムでこう、知らせていくかということは、非常にこう、難しいことでございまして、とりあえず住民の説明会に持っていけるもの、たたき台となるものを、しっかりとしたものを作って、進めていきたい。そのための物を作成しました。それが、中身が全て出ているわけではございません。ただ、こうした内容を、公開の場できちっと説明させていただくのは、本日の 2 時からの、説明の時間をいただきますが、それが最初でございます。

以上でございます。

〔山本君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、10番、山本君。

10番（山本幹雄君） これも、過疎振興計画等の中にも、確か、そういった文書もあったし、ちょっと説明を受けたということもあると思います。ただ、それはね、詳しく説明受けて、詳しく町の方向性を聞いたものではなかったと思います。いろんな中で、漠然とした中で、ああ、こういう方向に進むんだなという程度であって、今から、煮詰めていくんだらうというふうな、私らは、感じでありました。煮詰めたものを報告、町民に報告するという事だろうと思ってました。

ところが、煮詰める以前に、先にボンと出てしまった時に、町民から、先ほども言われた時に、僕らに答えようがないというお話をさせてもらっているんです。じゃあ、どういう方向性なのか、どこどこが合併するんだ。で、中学校は、資料を、ちょっと見せてもらった時には、まあ、佐用郡で、方向性としては、1つになるのかな。小学校が、旧町単位で1校になるのかなというのを、この前もらった資料には、書いてありましたけれども、そういったことを、町民の方から聞かれた時に、僕たちは、そんな時、私はまあ、これを、通告書を出した時には、何も、そこまで詳しくは書いていた物をもらっていません。

そういった物を、詳しい物をいただき、協議し、議論して、報告するのであれば、町民の人から何を聞かれても、今こうですよ。ああですよ。今見たら、ちょっと待って、資料には、こう書いてあるわというふうな中で、じゃあ、この前、こういうふうな話を受けて、こういうふうな協議したわというふうな報告ができるかと言えば、今、課長の答弁では、いかにも議会で協議して話をしたような話ですけども、そこまで詳しい話を、僕はしたとは思っておりません。そりゃ、総務常任委員会では、どこまでしたんか知らないですけども、総務常任委員会の方に聞いても、どこまでしたという話は、伺っておりません。

僕が、他の議員に、こんなんしたのと聞いた時も、いや、そんなん知らないよという答弁しかもらってませんから。だから、簡単に、私、しましたとか、そりゃ、したかも分からない。だけど、それを、本当に煮詰めるところまでの話をしたかと言えば、私は、課長、違うと思いますけども、全員の中で、本当に煮詰め、方向性を出し、アンケートについて答えを、出て来た答えをもってしたのか。

また、明確に、アンケートをもって明確になったと言いますけれども、それは、課長サイドでは明確になったのかも分からないけれども、僕らサイドでは、まだ、詳しい意見を、説明を受けてないので、何も明確になっておりません。と僕は、思うんですけれども、町長、どうですか。もう明確になっているんですか。僕は、説明、きちっと受けてないので、明確になったというのは、また、違うと思うんです。

〔町長 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、町長。

町長（庵逄典章君） いやいや、今、課長が答弁しておりますのもね、詳しく説明したというふうなことは言ってません。こういう取り組みをする必要がある。で、今、段階を置いて、その佐用町の教育基本振興計画をつくる。その計画に基づいて、適正化ということが必要であろうということが、打ち出された。だから、そのことについて、一応、その内部的にも、まあ、そういう計画をつくっていくためのですね、部会を、プロジェクトを作って進めて来た。で、12月の議会の最終日に、年明けから、こういう、その計画に基づ

いて、アンケートをお願いしたりですね、適正化に向けての取り組みを行って参りますということも、議会の報告をさせていただき、そのことを、総務常任委員会の中にもお話をしたということですよ。

だから、そういうことを捉えて、当然、マスコミというのは、議会の公開の中でやりますから、町としても、佐用町としての教育基本方針を出すし、また、適正化ということは、やはり統廃合ということも、当然、そういうことが、今後行われていくという、その方針が、一応、町の教育委員会としての方針が出されたということ、まあ、記事として出しているわけですね。ですから、その中で、どこどこをどうしますとか、アンケートがどうでしたかというようなことが出てないと思いますし、また、具体的にどうしますということを決定することはこれからなんです、これから、そういうことを基に、ここにも、教育長が答弁されたように、地域に出て、いろんな協議も、また、これから重ねていこうという、そういうことを、決めたというだけで、決定したものが全て、ひとつも今、あるわけではない。何もないわけですね。

だから、そこは、やっぱり、これで決定したんだというような、まあ、そういう報告もなしに、また説明もなしに、一方的に決定したんだという捉え方は、これは、理解したんじゃないということは、これは、ご理解をいただきたいと思います。

〔山本君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、10番、山本君。

10番（山本幹雄君） はい、分かりました。

まあ、あのね、本当にまあ、何回も言いましたけども、町民の方にとってこう、詳しい説明ができるような状態だけは、きちっと作った上で、こういうことは、ドンと出るような形だけは作ってもらいたいなということ。

先ほど、課長は、検討委員会、適正化検討委員会の中で、協議した中で、明確になってアンケートを取ったと言われたんですよ。だから、それは、そういうことは、適正委員会では、検討に、検討委員会の中では、その明確になったかどうか分かりませんけれども、議会においては、まだ、明確になったものでも何でもないとこののを、先ほど言われてもろたんです。

だから、まあ、合併がどうなのか、こうなのか、是か非かと言うよりも、その進め方を、僕は、まあ、今までのことは、いいにしても、やっぱりきちっと丁寧に進めていかないと、なるものもならないということなんです。本来、うまいこといくはずのものが、1つこじれてしまうと、うまくいかないと。そういうことを非常に心配するし、そういうことをやっていけば、これだけじゃなくして、この後まあ、直ぐに、また、あの、ほ場整備の方に話進めさせてもらおうと思いますけども、そっちの方でも、そういうことが、元々の原因じゃないかというふうに伺っております。

で、まあ、今回のこれについては、今後まあ、きちっとその、丁寧な進め方だけをお願いするということで、次に、仁方の方のほ場整備の方の質問に入らせていただきたいと思いますけども、まあ、仁方のほ場整備については、最終判決が、去年の3月に出ておりますけれども、そこで、去年の9月に、私が一般質問をさせていただいた時に、今後、どのように取り組んでいくかというのを伺った時に、まあ、町長は、最高裁の結審に沿った方向で進むというような答弁をされたと思います。まあ、その後、半年が過ぎようとしていましてけれども、その後、何の報告もなされておられません。まあ、どういった方向になっているのかを、ちょっと伺いたいと思います。

議長（矢内作夫君） はい、3項目目、町長、答弁お願いします。

町長（庵逄典章君） それでは、仁方のほ場整備についてのご質問、お答えさせていただきます。

まあ、昨年9月議会です、ご質問いただいて、その後、どう進展しているのかということでございますけれども、12月議会でもですね、岡本議員、また、笹田議員、石堂議員からご質問があり、お答えをさせていただいておりますとおり、兵庫県、また、県土地改良事業団体連合会、また、弁護士等関係者と判決に沿った換地処分の変更案を、土地改良法に照らしながら慎重に検討をしております、また、その案をですね、県換地関係異議紛争処理専門委員会というのがあるんですけれども、そこにも協議をかけて、早期解決に向けて、今、鋭意取り組んでいるところであります。

現在、進めている具体的な解決方法は、当初の一時利用地指定に沿うですね、新たな換地処分に変更の権利者会議を開催するという。そして、その権利者会議の承認後、県知事に対して認可申請を行い、それに基づく換地処分の嘱託登記を改めてするという方法であり、そういう手続きを1つ1つきちっと法に基づいて行っていくということで、今、取り組んでいるところでございます。

特に具体的な、今の取り組みとしては、これまでの換地計画の樹立経過を整理をして、変更換地計画書案の作成、決定方法、また、新たな換地処分に関係する土地と関係者を土地改良法に照らした整理、また、認可庁である県との協議、土地改良登記令に即しているかどうかの法務局の登記官との協議等、慎重に進めておるところでありまして、できるだけ早くですね、この変更換地計画書を作成し確定させて、変更計画の決定、換地計画の決定を行ってですね、それに基づいて最高裁の判決に沿った形での最終的な換地処分登記を行っていきたくと、そういうふうに考えております。

〔山本君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、10番、山本君。

10番（山本幹雄君） まあ、最高裁に沿った、その換地計画をまあ、進めていくということなんですけど、だいたい、その話というのは、その、いつ頃までというのは、だいたいの目安はあるんですか。そこらへんだけ、ちょっと。

〔農林振興課長 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、農林振興課長。

農林振興課長（小林裕和君） 時期についてはですね、12月の議会のご質問でもですね、ちょっと予測の案件でありますので、明確なご答弁もできませんでした。

まあ、今、町長がですね、ご答弁していただいたようにですね、今、順次そういう関係者とですね、詰めております。あのまあ、こういうのはですね、いろんな案を出してどうだという問題ではありません。1案をきちっと詰めてですね、それに基づいて、各方面からですね、いろんな意見を聞きながら、それをですね、関係者にまあ、お話をして、了解を得るとい、1つ1つですね、まあ、手続きを慎重にまあ、進めなければなりませんし、まあ、土地改良にしてですね、まあ、換地変更権利者会議等ができましたら、また、5日

以内にですね、告示とか、いろんなまあ、手続き、法的な日数を要する手続き等が出てきますので、そういう関係者にご説明して、理解をいただく日数も必要かというふうに感じておりますので、まあ、明確に、いつまでで解決できるということは言えませんが、できるだけ早くですね、そういう案を今、詰めておりますので、そういう土地改良法に照らして、また、土地改良登記令等、また、細則等にも照らし合わせてですね、事務は進めて参りたいというふうに思います。

〔山本君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、10番、山本君。

10番（山本幹雄君） まあ、あの、ここで出た結論について、やっぱり、法を一番遵守しなければならないはずの、その、こういった町であるとかが、最高裁の主文で違法であるというふうな結論を出されてしまった以上、私は、どちらがいいか、悪いかということではなくして、やっぱり法を遵守しなければならないという意味において、一刻でも早い、その法に、結論に沿った形に持って行っていただきたいと思ひますし、そうではないと、また、余分なお金がいっぱい必要になってくるのではないかとすることを恐れますので、そういったことを、できるだけ早く進めていただきたいなと思ひ、私の質問を終わらせていただきたいと思ひます。

議長（矢内作夫君） はい、以上で、10番、山本幹雄君の発言は、終わりました。
続いて、1番、石堂 基君。

〔石堂君 挙手〕

1番（石堂 基君） 1番、石堂です。私は、今回、大きな項目で、2点、質問を挙げさせていただきます。

まず、1点目の項目について、この場での質問をさせていただきます。

先ほどの、山本議員の質問の中にも含まれておりましたので、重複する部分があるかと思ひますが、十分事実関係を確認したいので、再度の答弁になりますが、よろしくお願ひします。

仁方地区ほ場整備問題については、平成22年12月定例会一般質問において、それまでの経過と問題解決に向けた、今後の取り組みを確認しました。その後の経過を見ると、何ら進展がない状況が見受けられます。

そこで、次の項目について伺います。

1つ目、早期解決に向けた取り組みを行いたいと答弁された町長の発言は、いったい何だったのか。

2点目、12月以降に行われた具体的な取り組み内容について明らかにされたい。

3点目、問題解決の責務はあるが、申立者の不利益については、責任はないと12月の議会で町長は発言をされていますが、この見解は誤っているのではないかと。

4点目、早期解決に向けた今後の具体的な実践行動予定を示されたい。

以上、とりあえず1項目目の質問として行います。

議長（矢内作夫君） はい、それでは、1項目目、町長答弁願ひします。

〔町長 挙手〕

町長（庵途典章君） それでは、石堂議員からの1項目目の、仁方地区のほ場整備に関する問題解決についてのご質問に対しまして、お答えをさせていただきます。

ただ今、山本議員のご質問にもお答えをしたところでございますけれども、昨年12月の議会でもお答えをさせていただきましたように、この度の訴訟に関する判決は、換地処分を取り消すということであり、それを、どのように、じゃあ、換地をしなさいという判決では、ございません。当然、その、新たな換地処分を行うためにはですね、また、改めて、法的ないろいろな手続きを踏みなおさなければならないということで、まあ、これは、改めて、換地処分、換地を行うためにはですね、組合の権利者との最終的に、決議とか、そういうものが、まず、要ります。まあ、その決議を行うためには、その換地処分が、公平性を保ち、その、皆さんの同意が得られるものでなければ、これは、できないということでもあります。そういうことで、慎重にまあ、その手続きをするための取り組みをしているということでございます。まあ、そのためにですね、兵庫県、県土地改良事業団体連合会、また、弁護士等関係者と判決に沿った換地処分の変更案を、土地改良法に照らしながら慎重に検討をしており、また、その案をですね、県換地関係異議紛争処理専門委員会にも協議をかけ、早期解決に取り組んでいるところでございます。

現在、進めている具体的な解決方法は、当初の一時利用地指定に沿う、新たな換地処分の変更の権利者会議を開催し、承認後、県知事に対して認可申請を行い、それに基づく換地処分の嘱託登記を改めてする方法であり、その方法に沿ってですね、解決できるように、問題が解決できるように努力をしているところでございます。

まあ、12月以降の具体的な取り組みは、これまでの換地計画の樹立経過を整理をし、変更換地計画書案の作成、決定方法、新たな換地処分に関係する土地と関係者を土地改良法に照らした整理、また、認可庁である県との協議、土地改良登記令に即しているかどうかの法務局登記官との協議等、慎重に進めているというところでございます。

また、申立人に対する不利益についての責任でございますが、12月議会でもお答えさせていただいたように、申立人の換地処分が取り消されたことに関する不利益は、申立人の事業参加した、従前の土地に関する権利関係が、未確定な状況にあることだというふうに認識をしております。責任については、判決の中では明確にされておきませんが、町がした換地処分は、手続きに不明朗な点があると判断されておりますが、手続きとしては、土地改良法の定めに従い、役員会の決定をもって、町としての手続きを行ってきたものであり、全ての責任が町にあるというふうには、私は、考えておりません。

しかしながら、申立人の事業参加した従前の土地に関する権利関係を早期に確定をして、仁方地区のほ場整備事業にかかる訴訟問題を早期に解決をするという町としての責務を負っているというふうに考えております。

次に、今後の具体的な行動予定でございますが、先に申しあげましたように、解決には新たな換地処分に関係する権利者の意見に左右されることとなりますので、予測をもって具体的な行動予定時期を申しあげることができないということでありまして、できるだけ早く、変更換地計画書を作成して、それを確定させて、変更換地計画決定を行って、それに基づいた換地処分、換地処分登記を行っていくという、この手続きを慎重に、そして、全力を挙げて取り組んでいきたいというふうに思っております。

〔石堂君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、再質問、1番、石堂君。

1 番（石堂 基君） それでは、再質問の中でなんですが、実は、12月の時に質問させていただいた内容、まあ、十分に、答弁いただいた内容を熟考をしていなかったもので、再度、その、12月の時に答弁をいただいた内容で確認をしたいのですけれども、少し、重要な部分になりますので、是非、お願いをします。

この、先ほど、町長の答弁にもありましたように、この問題の解決策として、変更にかかるところの、いわゆる変更の計画なり、その決定を見なければいけないわけですけども、実質、問題を解決する手法として、要はその、一時利用地の指定について、取り消しが行われていると、行いなさいという判決ですから、当然、取り消しが行われるわけですけども、これを、じゃあ、実際に解決する時の方法としてですね、で、まあ、今後の具体的な取り組みということで、今、町長が、内容を話された、その方法だと思んですが、実は、12月に同じような質問をしている時に、これあの、町長と、それから担当課長と若干、ニュアンスが違う回答が返ってきているので、その部分だけ確認をさせてください。

まあ、今回の問題の解決方法として、じゃあ、具体的に何がありますかということで、まあ、町長の方は、今のような形で、要は、もう、少人数の換地会議をもって、決定を見て、それを嘱託登記に移行するというふうな、これしかないというふうなことで、答弁がありました。

で、担当課長の方から、もう1つ、方法が2つあると。双方同意をもって交換登記ができる可能性もあるということも示されています。で、私、その答弁をいただいた時にも、若干触れたんですけども、一応、法の解釈として、まず、それはできないだろうというふうに言いました。で、まあ、そこでの議論には、終止してないので結論出ていないんですけども、再度お尋ねをします。

これ、担当課長の方で結構なんですけども、この12月に答弁されたように、双方同意をもって交換登記ができる。これで問題が解決図れるという方法があるんですか、ないんですか。明確にお答えください。

〔農林振興課長 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、農林振興課長。

農林振興課長（小林裕和君） 解決方法にはですね、先ほど町長が答弁されましたように、変更権利者会議とですね、あとまあ、いろんな解決方法がございます。

で、双方ですね、土地を交換をしてですね、交換、それには、法的な手続きが要りますけれども、交換をして、それに差が出るによって精算金とかですね、いろんな方法があります。双方がですね、お互いの部分をですね、お互い譲り合いましょうという形ですね、話し合いができれば、それに即したですね、登記の方法もありますので、まあ、そういう手法があるということ、まあ、12月にお答えをさせていただいたように記憶しております。

〔石堂君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、1番、石堂君。

1 番（石堂 基君） 少しあの、事務的な内容になりますけども、それは、12月にも申し上げましたけれども、不動産登記法上は、それで処理が済むかも分かりません。ただ、土

地改良法上、いわゆるその、町が、事業主体としてやっている土地改良法上、一時利用地というものが、指定が取り消されると、当然のことながら、従前地を含む換地計画書、まあ、訴外人及び申立者の換地計画書が宙に浮くわけですよ。それを放置したまま、この事業が完了したということには、当然ならないわけで、その交換分合とか、あるいは費用弁済とかという形での処理は、私は、できないと思うし、また、それが国民であれば、可能な範囲だと思うんですが、事業主体として、土地改良法上、全ての換地を終わらすためには、当然、今、取り消しになっている2人の換地計画書というのを生き返らせて、それを変更して、後に、嘱託登記等で、不動産登記法に反映させる。この方法しか、私は、ないと思うんですけども、町長、いかがですか。

〔町長 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、町長。

町長（庵道典章君） いや、あの、手続き的には、そういう手続きを取らないとですね、この事業として、法的な処理はできないというふうに、私は、思っております。

ただ、課長が申しているのは、そういうその、こちらで、どういう案を作ろうかというようですね、まあその、それに今、非常に慎重に、いろいろと相談をして、新しい換地計画を作っている。ただ、これは、双方、要するに、お互いに、この組合の中で、できるだけ公平性、平等性を担保しなきゃいけないわけですね。で、そして、皆さんが、同意をすると。ただ、この組合としても、非常にたくさんの方がいらっしゃいますから、この決議には4分の3以上の決議がいるわけです。だから、そういうことで、その非常に今、慎重に、今、やっているということなんですね。手続き的に。

ただ、それが、双方、今、紛争になっている土地について、主張されるのは、片方が譲られて、その案で、いいですよ。後は、例えば、その不利益というものがあれば、その不利益を金銭的に解決する方法も、一部、その、取りますよということであればですね、案が、直ぐに確定するということですね。で、その案をもって、この土地改良法に基づいて、また、手続きは踏んでいくと。形の上でね、私は、そういう手続きが必要だというふうに思います。

だから、そういうことすれば、解決が非常に早いということで、まあその、双方関係者の方に、そういう提示もして、どうですかということですけども、まあ、今のところ、それは、お互いには、譲れないと言われるところがあるので、やっぱりこれは、職権に基づいて、まず、そういう案を作り、そしてその、最終的に、この公平性を担保するというのは、やっぱり民主的に、その地権、関係地権者の、権利者の決議を持つということが、公平性を担保するということになるわけですから、手続きとしては、その手続きをもって、この登記をしていくと。換地処分をして、登記をしていくという手続きがいるんだということだと思っております。

課長も、その、いろんな方法があるというのは、その過程において、中身が、いろんな方法があるということをおししたんだというふうに思っております。そういうことじゃないんか。

議長（矢内作夫君） はい、農林振興、

〔石堂君「はい、いいです」と呼ぶ〕

〔石堂君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、よろしいか。はい、1番、石堂君。

1番（石堂 基君） 9月、12月、そして今回もですけれども、要は、まあ、そういうふうな内容の説明というのは、実はまあ、言葉で聞いて、ある程度の内部的な事務的な部分からでは、理解できるんです。ただ、認識として、この問題を解決を図るのに、公的な手段は何があるんですかと言ったら、これはもう、小規模の、いわゆる換地会議、変更にかかる部分の換地会議を行って、強権的、まあ、強権的、言葉悪いですけども、やらなければならないんですよね。だから、それに向けて、粛々と事務を進めるというのが、この1年間の作業の中で、必要なことだったと思うんです。ところが、残念ながら、9月の答弁もそうですし、今も答弁もそうですし、具体的な時期は示せない。で、その調整をしている。検討をしている。これではね、どうも何か、問題解決というのは見えてこないと思うんですよ。

で、私、12月に一般質問させていただいて、更に、3カ月も空けない内に、こうやって一般質問させていただくというのは、やはりその、特定の一部の住民と言いながら、やっぱり住民が町の行った行政処分によって、これだけの不利益を、長期間おおっていると。で、そのことに対する問題解決というのは、もっと迅速に行わなければいけないんじゃないかなと。

で、少し問題点を遡るようになるんですけども、町長は、9月あるいは12月の答弁の中で、双方という言葉をよく使われます。この問題について。で、当然、申立人、それと訴外人のことを意図されているんだと思うんですけども、あくまで申立人から訴えられて、駄目ですよと言われたのは、佐用町です。で、佐用町が行った行政処分に対して、これは駄目ですよということでの判決が下りているわけですから。

で、その、町長の方が、これまでの、問題発覚。問題発覚といえますか、この事象が起きた、それこそ、平成14年ぐらいから、どういうふうな形で部分的な説明を、担当課なり担当者の方から受けているのか、よく詳細は分かりませんが、ちょっと、そのあたりの認識が少し違うのかなというふうに、私は思います。

この問題は、個人同士の問題ではありません。仮に、実態的には、AさんとBさんの土地の問題ということになりますので、表面的には、そうですけども、実際に、それを、そういうふうに位置づける手法を取って行政処分を行っているのは、これは町ですから、町が取った方法が誤りですよというふうに言われているんですから、で、なお且つ、今日、今現在に至るまで、この双方の、まあ、町長曰く、あるいは担当課長曰く、双方のという言葉を使わせてもらいますけれども、一方的に訴外人の方の意向、申立、これに基づいて行動してきているのが佐用町です。最終判決が、昨年3月に下りてからも、多分、そうだと思うんですね。実際には、先ほど言ったように、問題解決に対する手法の一部の取り組みとして合意を得なければならない。協議をしなければならない。この合意協議なりの場というものを、訴外人の方としか持っていないわけですからね。申立者の方に、実際に、誰が説明に行ったんですか。佐用町から。判決が出て、申し訳なかった。佐用町が行っていた換地処分が間違っていました。今後、こういうふうな形で説明をやって、協議をやって進めていきます。どなたが、いつ、説明に行つて協議をしたんですか。そういう経過があれば、内容についてお答えください。

〔町長 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、町長。

町長（庵途典章君） まあ、この行政処分を取り消し、これはまあ、町が手続きを踏むということで、事業主体としての町が、それを、判決に沿って、変更しなきゃいけない責務があるわけです。ですから、ただ、ただ、町が、このことは、個人の、それぞれの、まあ、財産ですね。その部分については、やはり、それぞれの関係者、いわゆる訴外人の、このお互いの権利いうものを、それぞれやっぱし、平等に守らなきゃいけないという責務もあるわけです。

ただ、今回の判決は、この訴訟人、原告のですね、が、不利益を被って、この換地は不利益があるんだということでの取り消しだと思っております。だから、その換地処分が、法的に誤りではなくって、私は、法的に、裁判所として不利益があるということが認められ、これを是正しなさいと。いうことの中で、換地処分をもう一度やり直しなさいと。だから、その中で、裁判所としても、やっぱりこういうふうに換地をしなさいという判決ではないんですね。ですから、そういう中で、今度、改めて、その換地処分という、換地計画というのを作らなきゃいけないということが、町の責任であるわけです。

ただ、それを行っていく、処分を行うのには、やはり町が職権で全てのことができない。これは、やっぱし土地改良法に基づいて、組合としての手続きを経なきゃいけない。だから、そこに、その改めて全組合員が、もう一度、それによって、決定をする、換地、権利者会議をできれば、これは、まあ、それで、直ぐでき、決定ができれば処分ができるんですけども、これはあの、石堂議員も、合併後に、このことになって、今の問題を提起されているんですけども、非常にまあ、以前からの事業であります。以前から、いろんな問題が中に、内部的にもあるわけですね。を経て、ここの事業が、今日まで至っております。非常にまあ、地域の組合員さんと、その事業を進めてきた組合の中にもですね、いろいろな課題、問題が存在しているということで、非常に苦勞をしているということです。

で、まあ、この判決が出てね、確かに、早くまあ、そういう不利益を解消しなきゃいけないということになりますので、町は、できるだけ早く、それをやらなきゃいけないということで、まあ、それぞれ今、手続きをしているということで、まあ、これについて、私は、先般も、原告であります方にもお会いして、非常に時間がかかっているけども、これぐらいな、もう、こと、その時には、ある程度の内容はね、ここでは言えない内容ですけども、個人的には、まあ、換地、処分、換地の、計画を作って、解決に向けて、だいたいの方向は、こういうことでやっていきますから、もう暫く待ってくださいと。申し訳ないですけどもという話はさせていただいております。はい。

〔石堂君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、1番、石堂君。

1番（石堂 基君） 具体的な説明、町長が、説明された、時期まで示されましたので、その内容については、概ね、ああ、概ねどころか、全幅の信頼で伺います。

ただね、先ほど、この1年間、申立者、当事者の方に、誰が説明に行ったのですかということで、さっき私、お伺いをしたんですけども、結局まあ、明確な答えが、まあ、いついつ、この時期に担当者が行って、まあ、その時期、その時期の協議をしている内容とか、解決に向けた方法についての協議をやっているとかという説明がされてないということ自身が、僕は問題だと思うんです。

で、まあ、殊更ね、その、済んでしまったことを、今さらとやかくは、あまりは言いた

くないんですけども、ただやっぱりその、問題を長期化することによって、結局そういう、お互いの思いとか、そういう部分での混乱とかもあります。

で、12月の時に、私、最終、申し上げて、担当課長もうなずかれたんですけども、申立者にとって、既に、書面が出ているので、町長もご覧になっていると思いますけども、例えばその、権利者会議の再度の開催というのを、すごい拒否感を持っていらっしゃると思います。

で、同じこと繰り返しますけども、結局、権利者会議をもう一度やらないと解決をしないと。そういうふうな説明はね、もう、あの、やっておかないと。向こうの信頼、それから、こっちからお願いすることへの伝わり方、それも十分にならないと思うんですね。で、特に、その解決に向けて、ここでは申し上げれないということで、町長言われたんで、もう概ね、その方向性なり、具体的な時期というのは、決まっていると思いますけども、やっぱりそこには、申立者の協力、当然のことながらね、必要になってくるし、権利者会議の開催というものが必要になってきます。で、そのために、町長自らが行って、謝罪も含めて、そういう経過報告をされたのは、まあ、時期はかなり遅いと思います。

ただ、今まで、この件について、まあ、訴訟をやっている間、少なくとも今年の3月までは、訴訟の相手方ということで、そういう接触というのは、困難かも分からなかったと思いますけども、少なくとも最終判決が出たのであれば、今年の3月以降、先ほど町長も言われました、平等を守る責務がある。これは、まさに、町が事業主体として行ったほ場整備において、双方の当事者の平等を守る、公平さを守る観点から、訴訟中、あるいはその後もそうですけども、訴外人の片方については、十分協議をし、説得をし、了解を得られなかった。それだけ十分、ありとあらゆる時間を掛けているのにも係わらず、これまで長期間不利益を被っている申立者の方には、何ら一切、その報告なり、今後の説明もない。この1年間、これは、非常に私は、町として、その申立者、あるいは1住民に対する接し方として問題があったのではないかというふうに思います。その点について、町長、いかがですか。

〔町長 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、町長。

町長（庵逄典章君） まあ、長い間の、そういう紛争でありましたし、まあ、決定がいった以上、町としても、そういう、改めて、その手続きを行っていくために、いろんな準備が要ります。そういうお話をさせていただくのもですね、ようやく、そういうお話ができるようにまできたということも、ご理解をいただきたいと思います。

先ほど、一方的にですね、じゃあ、こちらが、その案を作って、原告の趣旨に沿ってだけの問題で解決ができない点があります。これは、お互いに、また、改めて、その全体の公平性、平等性を担保した案を作っていかなきゃいけないというのがありましたので。

まあ、そういうことがあったということも含めてね、お会いして、まあ、遅くはなりましたけれども、私の方で、長い間、いろんな面でも、苦勞を掛けましたし、迷惑をかけたところもありますので、お詫びもかねながら、そういう報告なり、今後、解決に向けて、お互いに協力もお願いをしていくということでございます。

〔石堂君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、1番、石堂君。

1番(石堂 基君) 一応、その変更の部分に対する換地、権利者会議なり、それを換地処分に移行していく手続きの中で、申立者なり、その関係者においては、結局、一時利用地の変更を行う、要は、平成8年当時の、当初の一時利用地の指定に戻してくれたらいいという思いで、ずっと申立てなり、この間、訴えをされてきた。それが認められた。だから、そのとおりになるというふうに、これも思われています。

だから、その換地計画書の中の変更部分であるとか、調整部分というふうな、そういうふうなことは要らない。もっと簡単にできるというふうに思われています。それは、元の一時利用地の指定なり、換地計画、ああ、一時利用地の指定に戻したら、それだけで済むことやと。要は、AさんBさんを、BさんAさんに入れ替えるだけやというふうに思われています。そんなことを、思わしたらいかんのですよね。これからの協力なり、事務を進めていく中で。だから、少なくとも、そういう説明は、町長が、1年置いた、この3月に行くのではなく、この1年間の間に、業務として、担当課、担当者が行くべきものであって、そういうことを重ねておいて、初めて、最終解決に向けた協力なり、地元の協力というものが得られていくんじゃないかなと。

これ、同じようなことを、私、12月でも言いましたけれども、なぜ、この3カ月後に、こういうことを言うかというたら、なぜ、この3カ月間の間に、担当課、担当者が行かないのか。町長が行かすようなことをさすのかと。まあ、町長が、自分で行くというふうに、多分、思われたんだと思いますけれども、そうじゃないだろうと。やっぱり、住民の中に協力求めていく。あるいは、これまでのことを説明していく。それは、やっぱり担当者の仕事ですよ。町長に、そこまでさせるべきものじゃないし、また、それだけの空白の期間を作るべきものじゃないというふうに、私、思います。

まあ、概ね、この3月の、町長が行かれた時の話の内容、今、していただいた内容で、問題解決が目途に迫っているというふうに認識をさせていただいていいわけですね。

〔町長 挙手〕

議長(矢内作夫君) はい、町長。

町長(庵途典章君) できるだけ、早期の問題解決に向けてね、今後、努力をいたします。

議長(矢内作夫君) ええか。

〔石堂君 挙手〕

議長(矢内作夫君) はい、1番、石堂君。

1番(石堂 基君) まああの、この、今回の事件、事件と言いますか、問題についての責任の部分について、私、項目として挙げて、その責任については、どうかというふうに問うています。

で、この、あの、私が問うている責任という部分については、これ、あくまで道義的なのと言いますか、部分で問うているものです。当然、これは、町が行政処分として行っている換地処分に対して不利益を被った人間がいる。その人間に対する不利益分について、あるいは損害について、あるいは精神的な部分についてどうするんやというふうな思いではありません。

で、更に付け加えれば、今回の、この申立者の方。個人的には、多分、町長と同級生だ

というふうに言われていました。で、町長が選挙に出られた来の応援もしていると。で、なお且つ、まだ、この間も、町長を信じて、まあ、思っているというふうに言われています。当然のことながら、そうした申立者の方の思いというんですか、心にも応える形で、この3月に町長が行かれたのではないかなというふうに思っています。まあ、そうした道義的な意味も含めて、これから、誠心誠意、早く解決に向けて、取り組みをお願いしたいというふうに思います。

それでは、次に、2項目目の質問に入らせていただきます。

昨年来、各地域での防災マップづくり、各地域づくり協議会単位での講習会も行われ、自治会ごとの取り組みも進められている状況にあります。ところが、先進的な取り組みを行っている市町村の現状を見ると、自治会ごとでの取り組みの相違から、その効果が低調なところもあるというふうに言われています。

そこで、次の項目について伺います。

1つ目、まち歩き、それから、こういう表記がいいかどうか分からないんですが、ワークショップ、で、マップづくりと、進めていった後の取り組みは、具体的には、どのようになっているのか。

それから、2つ目としまして、各自治会でのマップづくりができる行政の支援体制、これについて、具体的にあるのかなのか、それについて、質問をさせていただきます。

議長（矢内作夫君） はい、2項目目、町長、答弁願います。

〔町長 挙手〕

町長（庵逄典章君） それでは、石堂議員の2項目目の、現在取り組んでいただいております各地域での防災マップづくり等につきまして、お答えをさせていただきます。

まず、今、取り組んでいただいている防災マップづくり、これは、最初にまあ、地域を歩く。自分たちで、もう一度確認をしていくという、まち歩き。そして、それを持ち寄ったワークショップ。次に、それをまとめていくマップづくりと進めた後で、そういう進め方をしております。そして、そのまとめた物を、今後、どういうふうに取り組んでいくかと、取り組みについてのご質問でございますが、昨年8月の下旬から約1カ月間を掛けて、防災マップの必要性や重要性を考えていただくための、防災研修会を町内6カ所で開催をいたしました。その中で住民同士、住民と行政が共に手を携えて自然災害に対応していくこと、することも学んでいただいたところでございます。

マップづくりは、町行政が地域に作成を押しつけるものではなく、それぞれの地域住民の方が自主的に取り組みをなされ、作成されることにより、より極め細やかな、地域の実情に合った防災マップ、支え合いマップができるものと考えて進めて参っております。

マップを作成するまでの取り組み、自分たちの地域を再度防災面から見てみることに、気づいた点について地域で話し合うこと、そして、地域の課題についても話し合うことなど、地域の人々が皆で参加をし、話し合い、コミュニティ活動をより活発にすることが重要であり、それによって安全で安心な地域ができるものと考えております。

そのため、防災マップ作成の実践講習会を、昨年11月から地域づくり協議会の皆様のご協力によりまして、各協議会単位で実施をしてきているところであります。マップを作成していく中で、自治会単位での災害時行動計画や支え合いマップづくりへの展開ができればなというふうに考えております。

防災マップ作成講習会では、地域の皆様の、自分の命は自分で守る。自分の地域は自分たちの地域で守るという意識が強く現れ、自助・共助の重要性を改めて感じ取っていただ

いたというふうに思っております。

災害検証委員会からの提言にもございますが、今後も地域ぐるみの訓練や専門家を招いた講習会、また、身近なハザードマップの作成などを通じて、地域が一体となって防災に取り組む意識を醸成していきたく考えております。

また、災害時要援護者の把握や支え合いの体制づくり、近隣自治会との連携強化など、行政と地域の連携はもとより、地域の住民同士の連携による地域防災力の向上を目指して参ります。

各自治会への行政の支援体制についてでございますが、県が平成 22 年度に引き続いて行う、ひょうご防災特別推進員制度を活用いただくことが可能であることに加えて、各協議会単位で実施した防災マップ実践講習会のノウハウを活かして、町職員ができる限りの支援を行う予定といたしております。

また、来年度には、三木市にございます県の広域防災センターで実施されておりました、ひょうご防災リーダー講座が西播磨地域でも開催される予定でございますので、地域の皆さんや職員から参加者を募り、防災リーダー等の養成を図っていききたいというふうに考えております。

町の防災力向上は、行政だけでは、十分に実現ができませんし、住民それぞれの防災意識の向上や災害への備えに加えて、地域が互いに助け合うことが、まず何よりも大切であり、住民・地域・行政が力を合わせて災害に立ち向かっていくことが必要だというふうに考えております。町ぐるみで防災対策に、今後も努めて参りたいと考えておりますので、議員の皆様におかれましても、それぞれの地域において、防災対策にお力添えをいただき、皆で、安全で安心な町づくりのためにご協力を、よろしくお願いを申し上げます。

以上で、石堂議員からの各地域の現在の防災マップづくり、そして、それに伴う地域の防災力の強化の活動についてのご答弁とさせていただきます。

〔石堂君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、再質問、1 番、石堂君。

1 番（石堂 基君） ちょっと事前通告の内容から漏れるんですが、1 点だけ先に確認をしておきたいんですが、今回の地震を契機に、私も、ラジオとかテレビで、緊急地震速報、これをよく目にするんですが、これは、ええっと、どうなんですかね。実際には、テレビのテロップに出て、その後、揺れる場合と揺れない場合とあるんですけども、まあ、その緊急地震速報というのが、どのレベルで、どこから出ているのかというの、詳細も知らずに聞いているんですが、そうしたものを、住民に知らせていく方法というのは、何か、具体的方策というのはあるんですか。

〔町長 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、町長。

町長（庵途典章君） あれは、結局、その、もう数十秒間で、まあ、数十秒間の間にですね、もうその、地震が来るとい、その緊急のまあ、その情報なんですね。ですから、町の例えば、防災無線で放送するとかですね、その他で流すとかいうものじゃなくて、まずその、国が、気象庁がですね、各テレビ局、NHK 含めてに、その、と、放送メディアと連携をして、もう即、その放送が流れるように。あれは、聞くところによると、周波数

の違う地震の揺れがですね、先に早く到達したものを感知して、後から来る、大きな地震が来ますよという、だから、その間というのは、遠くの地震であればですね、1分、2分あるんでしょうけども、その近くのもう、地震であればですね、もう全く間に合わないという場合もあるというふうにも聞いておりますし、まあ、そういう情報として、流されているというふうに、私は、聞いておりますので、町の方の防災ネットとか、いろんな形で、その情報が入ってくるというものではございません。

〔復興担当理事 拳手〕

議長（矢内作夫君） はい、山田理事。

復興担当理事（山田聖一君） 少し補足させていただきます。

今、緊急地震速報というような、前は、P波とS波、要は第1波と第2波ということなんですけども、その差を、時間差をもって、こう、震度5弱以上なんですけどもね。震度5弱以上の情報が流れる。地震が起きそうだという時に、その到達する所に、速報として流していくという仕組みなわけなんですけれども、今は、第1波だけでやってるそうです。ですから、非常に誤差が大きいというようなことが言われてます。ただ、誤差が大きくても、地震が来なければ、ああ良かったなと思っていただければなというのが1つあります。

それから、今年度の事業でもって、J - A L E R Tという仕組みがあります。で、これは、国民保護の仕組みでもあるんですけども、そのJ - A L E R Tの装置をですね、先日、町の方にも設置をいたしました。まだ、試験の段階なんですけれども、それを防災行政無線とつないで、で、それは、ミサイルが飛んでくるとか、そういうような情報があれば、そのJ - A L E R Tに入った情報を同時に防災行政無線の方に流していくという仕組みが、今、作ろうとしています。

で、その中、J - A L E R Tの情報の中には、緊急地震速報の情報もあります。で、まあ、これから、ちょっと十分に試験して、あるいは検討して、あるいは周辺、周辺というか、既に実施されている市町ですね、状況というの聞いてからでないといけないと思っていますんですけれども、その情報を流していくことは、技術的には可能な段階にはなっているということでもあります。

〔石堂君 拳手〕

議長（矢内作夫君） はい、1番、石堂君。

1番（石堂 基君） 新しく、この整備しようとしている施設の、国民保護を目的にということで、カタカナとかローマ字に非常に疎くて、ちょっとよう分からなかった。JRにしか聞こえなかったんですけれども、いや、いいんです。別に呼称に拘るもんじゃないんです。要はその、そういう、今回、特にまあ、こういう状況下ですから、私自身も含めてですけれども、テレビのテロップ、それから、ラジオ流している時の、あの異常な電子音ですね、その緊急地震速報を告げる。まあこれに敏感になっているんですね。

で、そうした時に、確かに言われるように、当然、あの速報が出てから、何十秒後かに、どここの地域に、震度どれぐらいの何々が来る恐れがあります。気をつけて下さいというふうな情報ですから、確かにその、5分、10分後の話ではないというふうに理解はするし、即、あの情報が使えるとは思わないんですけれども、いろんなケースが想定されて、

まあ、情報分析なり、あるいはその、情報活用ができるのであれば、例えば、緊急地震速報であっても、早めに住民が知る。早めに私達が知る。まあ、もしかしたら、起こるかもわからない、起こったよという話はね。

と言うのは、特に、こういう中山間地ですから、当然のことながら、津波の心配はありません。まあ、しいて水のことを言えば、池の決壊等ですね。で、それ以外に、特に、私の周辺で心配なのは、やっぱり地滑り、それから急傾斜地の関係ですね。林崩治山の関係の。で、なぜ、こんなことを急に言い出すかということ、まあ、当然、今回の地震の思いもあるんですけども、一昨年台風災害の時に、やっぱりこの、山の状態っていうのが、尋常じゃないという。まあ、それぞれ各分野において、今、調査なり検討が進められていますけども、それを考えた時に、やっぱりこの地滑りとか、特に、林地に近接する所の山腹の崩壊。こういうふうなものを、地震からも、やっぱり想像できる、そろそろ時期じゃないのかなというふうに思うんです。だから、そういう意味から、地震の予備情報、あるいは発生情報というの、当然のことながら、1分1秒でも早く知らせてあげるべき。僕、個人にすれば、知らせてもらえるのであれば、知らして欲しい。是非、そういうようなことの取り組みの中で、今の防災ネットへの取り入れができるのであれば、進めて欲しいなというふうに思いますので、お願いをします。

事前通告の本題の方に戻させていただきます。申し訳ありません。

まあ、マップづくりの方なんですけれども、再質問として、その、各自治体と言いますか、実際には、昨年の研修会、それから各協議会ごとの、ずっと講習会を、今年の年はじめぐらいに終わられていると思いますけども、それを受けて、その、全自治会の中での、まあ、取り組み状況ですね、こうしたものについての把握というものは、進められていますか。その点について、お伺いをします。

〔企画防災課長 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、企画防災課長。

企画防災課長（長尾富夫君） 現在、9協議会で、この2月末までに、この実践講習会の研修を終わったわけなんですけれども、もう早、もう既に、それぞれの自治会で取り組みをされているところがございます。ただ、正確な数は申せませんが、既に、それぞれの地域でつくられて、出来上がったものを、町の方へいただいている自治会もございます。

また、それぞれの自治会で、その後、それぞれ、集落の住民の方、寄られて、それぞれの隣保ごとで同じような地図を使った中での、自分たちの集落の危険箇所等、そういったものを話し合いながら、図面に落とされているということも聞いておりますので、数は、今言いましたように、正確に、こちらの方では、つかんでませんが、講習受けられた地域においては、それぞれの課題等を含めながら、着実に進めていただいております。

〔石堂君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、1番、石堂君。

1番（石堂 基君） あの、言われるように、このマップづくり、地図が出来上がることもさることながら、やっぱりその、過程を共有すると言うんですか、地域を改めて見直す、特にその、防災の面から、皆でこう見ていくというのは、非常に重要なことだし、まあ

あの、一定の効果どころか、いろんなこう問題点、集落の中の問題点も、その中で出てくるなというのは、実際にやって、実感しています。

で、まあ、いつものことながら、手前味噌の話なんですけども、わが自治会でも、この場でも一度お話ししましたけども、町が言われる以前から、このマップづくりに取り組もうということで、昨年4月、5月ぐらいから。で、町の取り組みを待って、まあ、今回の時期になっているんですけども、具体には、この前回の幕山自治会での講習会の前後で、まち歩きが終わりました。この週末にまあ、ワークショップと言うんですか、を行います。で、まあ時期が時期だけに、ついでにその、地震関係の講習会も併せて行おうというふうにしています。

で、まあ、そうした中で、また、現場を皆と一緒に見て、それを図面に落として、それ以外のことも、こういう問題があるんやというようなことも、投げかけていく機会が、非常に重要なと思うんで、申し上げたいのは、その、本当にね、必要なことを、やって効果があることだと思うんで、できれば、時期を置いて、全自治会に、追跡調査というか、そうした、その、強制的な義務までは、負わせてないと思うんですけども、なるべく各自自治会が取り組めるような機会を、随時こう、提供していく必要があるのかなというふうに思うんですよ。

で、それが、なぜかと言うと、やっぱりその、同じ地区内に、幕山地区の自治会においても、講習会に参加した後、どうしているんという状況を聞くと、いや、もうあれは、できひんわとか、やらへんわという声をね、残念なことに聞いてしまうんですよね。いや、そうやなしに、簡単にできるから、あるいはその、役場に頼んだらしてくれるん違うんという話でするんですけども、やっぱり、そこ、きっかけとしてね、町の方が働きかけていく。まあ、講習会もそうだったと思うんですけども、ちょっと今度、それでも、なかなかまあ、できてないというか、そういう取り組みにかかりかけてないことになったら、個別にね、町の方がこう、働きかけていく必要が、僕はあるんじゃないかなというふう思うんですけど、町長、そのあたりいかがですか。

〔町長 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、町長。

町長（庵逄典章君） もう、それは、今、議員お話のとおりだと思います。

ただ、まあ、強制的にですね、まず、一方的に、お願いするというんじゃなくて、地域で自主的な取り組みから、皆さんで参加してもらって、作っていくと。で、まあ、そういうその、地域によって、非常にまあ、取り組みのですね、度合いと言いますか、状況が違ってくるというのは、これはもう、当初から分かっているんですけども、まずはまあ、先行してやれる所は、ドンドン先やってもらって、まだ、それが、まだ遅れている所、まだ、取り組めない所については、今度は、どういうふうに、また、その地域に対してですね、町が、お願いしたり指導をしていくか。そして、最終的にはこう、全町のですね、きちとした、まあ、全町としての、地域、同じようにやっぱし、取り組めるようなね、体制をつくるというのが、やっぱり、町としての行政の最終的な目標ですから、そういう形に、できるだけ早くね、まあ、体制を持っていけるように、努力をしていきたいというふうに思います。

〔石堂君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、1番、石堂君。

1番（石堂 基君） 更に、あの、そのマップづくりを契機とした、まち歩き、ワークショップの中からこう、出てくるんですけども、そうしたその、集落、あるいは自治会の中で、協議を重ねていくことによって、いろんなこう、課題が出てきます。で、まあ、当然のことながら、最初の町長の答弁にもありましたように、やはり、自助・共助という部分でのスキルアップ、そしてその、地域の防災力の向上というふうにつなげていくんですけども、もうちょっと各自治会で出てくる話としたら、切実な話として聞いてください。

例えば、これ、今回みたいな、まあこれ、今度、20日の講習会というんか、全体のワークショップの中で、また出てくると思うんですけども、うちの自治会はこう、3つに分散をしています。で、そうした時に、その間の、これ、地震、水害の時に、3つの隣保ごとの連絡調整、何も取れへんなど。それから、当然、通信、何か機器、せめて無線機ぐらいは、集落で整備しておってもええなど。それから、電気関係も、そういや、避難所がないし、どこか各隣保ごとに避難の家決めて、そこで電気といっても、停電になったらというたら、ほな、ちょっと安全な所へ、避難所として、指定できるような個人の家には、発電機がいるなどかって、まあまあ、これ、諸々と、具体のお金の要る話ですね。で、当然のことながら、マップづくりを進める中にでも、やっぱり、それをできたものを、各家庭に、長期にこう、置いてもらえるような物で、保存をしていくとか、あるいは、それを毎年々、更新をしていく作業。で、少し話が進めば、やっぱり、うちは是非、そうしたいなと思うんですけども、コミュニティファイルみたいな形で、自治会が、自分とこの自治会員を、まあ、毎年々、台帳で、要援護とか、子どもがこうとか、ここの家がこうとか、まあ、プライバシーどうのこうのという問題もありますけれども、やっぱり、自治会の中でも、少し離れると、その住居の内容であるとか、実際に、今の生活状態というのは、あまり十分に把握できない家もあります。まあ、そうしたものを更新していく、まあ、登録して更新していく。まあ、できれば、それぐらいのところまでは、うちは、したいなというふうに思っているんですけども、そうした時に、やっぱり経費がかかってくるんですよ。いろんな。まあ、具体で言えば、さっき言ったように、小規模な部分で、自治会の自助能力、防災能力を高めようとするれば、そこで、備蓄していく、土嚢にしてもそうですし、防災機材にしてもそうなんですけども、まあ、そうした話が、今のまち歩きから、ワークショップから、マップづくりからしていくと、何か、要望として出てくる可能性というのは、まあ、一部の自治会かも分かりませんが、全体としてあるかなと思うんですよ。そうした時に、やっぱり、自助・共助ということで、町の方も地域に働きかけてこう、呼びかけていくのであれば、そのへんの、その予算的な部分でのね、バックアップ、全面とは言いませんけれども、何か、従来になかったもので、そういう予算枠というものを、考えていく必要が、今後出てくるんじゃないかなと思うんですけども、そのあたりは、いかがですか。

〔町長 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、町長。

町長（庵途典章君） まあ当然、あの、そういういろんな、防災体制を強化していく上ではですね、お金のかかる部分もかけてですね、整備していかなければならないことも出てくると思います。

まあ、そういう問題、課題をですね、地域で今、お話のように、いろんな皆さんで話し

合って、洗い出して、課題整理をして、こういうことをやっていこうという取り組み、これは、と同時に、やはり、当然まあ、1つの公助という部分になるんですけども、その、町が、公助としてどれだけ、やっぱり、その、という、また課題に、きちっと対処できていけるか。これは、全体の、また予算の問題、財源の問題も絡んできます。だから、全てができるかどうかは、これはまた、予算、今の段階ではですね、分かりませんが、まあ、地域でできること、地域でも負担をしてでもやろうというふうに、やれる範囲もありますし、まあ、地域の力では、これはもうできないということも出てくるかと思います。

ただ、地域でできない。じゃあ、全てほんなら、行政が全てできるかと言うたら、それも、全てできるかどうかは、これも分かりません。ただ、そういう、皆さんで考えて、防災力を高めるためには、こういうことをやっていく必要があるんだと。こういうことを備えていこうということが出てくれば、それは、まあ、その一部の地域だけにね、特別なことを、ドンドンできるわけではないんですけども、各地域で、いろんな課題が出てくると思うんですよね。その中で、全体として、やっぱり必要なことで、まあ、町が、財政の中で、できる範囲内のことを、どれだけやっていけるか。これは、やはり行政の、これが公助の部分で、町が負うべきというんか、責任を持つべきまた、範疇ではないか。仕事ではないかなというふうに思って取り組んで参りたいと思います。

〔石堂君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、1番、石堂君。

1番（石堂 基君） あのまあ、今の回答の中にもありましたけれども、公助としての責務ということで、そんなに重々しく、じゃあ、これについて補助金をくれいとか、助成してくれとかいう話は、具体には、直ぐには出てこないと思います。

ただまあ、本当に、各集落の中で、自助・共助という部分での、そのスキルを上げていくために、今、話し合いをやって、実際に努力もしています。で、そうした時に、必然として、まあ、例えば、復旧箇所の要望であるとか、あるいは備蓄資材なんかの、あったらいいのになという話も出てきます。当然、そういう物を、また要望として町に上げるといいうことも含めて、地域としては、取り組んでいるつもりですし、それで全てがこう、叶えられるというふうには思っていないけれども、やっぱり地域は努力する部分、その部分、また、公助としての支援を、是非、お願いをしたいなというふうに思います。

で、あの、最後になりましたけれども、少し時間をいただいて発言をお許しをいただきたいと思います。

まあ、震災の件について、多くの議員の方が、被災者の方にお見舞いを申し上げられています。で、まあ、省略をするというのは、言葉悪いんですけども、私のまあ、トラックの運転手の仲間も、たくさん東北にいます。被災直後の金曜日から、まあ、本当にこう、半日単位か1日単位ぐらいでの連絡のやり取りをしているんですけども、彼は今、仙台的若林区の、本当にあの、震災直後、200人、300人の遺体が海岸にあるというふうに報道されていた、荒浜の、ほん2キロ半、3キロまでの所で、今、避難生活をしています。まあ、住宅の方は駄目で、大型トラックの中で避難生活をしているんですけども、彼と、いろいろ電話でやり取りを、話をしている中で、昨日から、うちの町から、ささやかなんやけども、宮城の栗原に支援物資に走ったと。彼が、非常に喜んで、すいません。くれました。全国、誰からでもいい。どこからでもいい。何でもいい。被災地に届けて欲しい。で、それが、被災地の元気につながると。で、今日、こうやって、議会で登壇するというふうに言ったら、是非、町長をはじめ住民の皆さんに、本当に、被災1住民なんやけども、

お礼を言っておってくれと。東北は、皆の、そうした声と元気を待とうというふうに言っていました。そのお礼を伝えるべく、最後に時間をいただきました。ありがとうございました。

議長（矢内作夫君） はい、以上で、1番、石堂 基君の発言は終わりました。
ここで昼食のため暫時休憩をしたいというふうに思います。
再開を1時とさせていただきます。よろしくをお願いします。

〔町長 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、町長。

町長（庵逄典章君） 今、報告がありまして、昨日出発しました救援隊、10時55分に栗原市の市役所に到着を、無事いたしました。今、石堂議員からもお言葉いただきましたけども、まあ少しでも、これから支援しますと。これは、第一次です。これから、長期的に、本当に、できる限りの支援をしていかなければならないというふうに思っております。

午前 11時53分 休憩

午後 01時00分 再開

議長（矢内作夫君） それでは、休憩を解き会議を続行いたします。
ここで、敏蔭消防長から中播磨、西播磨、地域消防の協議会出席のためということで、早退届が出ております。認めておりますので、報告をしておきます。
それでは、一般質問、続けます。6番、松尾文雄君。

6番（松尾文雄君） それでは、最後の一般質問になりますが、よろしくをお願いします。
まず、その前に、今回、東日本大震災で被害に遭われました方々に対しまして、心よりお見舞いを申し上げますと共に、亡くなられた方々のご冥福をお祈りしたいと思います。
それでは、一般質問に入ります。
佐用町の今後についてということで、質問をします。
合併後5年半が過ぎようとしていますが、その間、佐用町におきましては、2009年8月9日に大災害があり、新佐用町の将来に大きく影響を与えております。災害後につきましては、町当局をはじめとする、国・県それぞれが佐用町の復旧・復興のために全力で取り組んでいただき、今日を迎えておりますが、まだまだ災害の傷跡も多く残っております。
また、限られた期間であります。災害復興に努めていただき、町民の安心・安全なまちづくりに、より一層取り組んでいただきますよう、よろしくお願い申し上げます。
そこで、佐用町の今後について、以下の項目について、伺っていききたいと思います。
合併特例法の期限が5年を切っていますが、まちづくりをどのように考えているか伺います。

2点目としまして、人口の減少が進んでいる中、今後の少子化、高齢化が進み限界集落が増えつつありますが、それぞれの対策について、どのように考えておられるか、伺います。

3点目としましては、佐用町の玄関口でありますJR佐用駅のバリアフリー化が必要と考えますが、今後、どのように考えておられますか、伺います。

また、4点目におきましては、災害時に全国各地より佐用町はボランティアに、たくさ

んの方にいただき、多くの被害者の方々が、非常に助かった、ありがたかったというふうな感謝の気持ちを述べられておりますが、佐用町の災害後、全国各地で、佐用町と同様、また、佐用町よりも大きな被害が発生しておりますが、その際、町として、どのような対応をされてきましたか、伺いたいと思います。また、今回の東日本大震災におきましては、いち早く消防署の職員2名、また、昨日ですけれども、16日には、職員4名を宮城県栗原市に、毛布、カセットコンロ、タオル、食料、灯油等を、緊急物資を運んでいただいております。そういった部分におきましては、非常にありがたく思っておりますが、今後、また、これまでの部分におきまして伺っていきたいと思いますので、よろしくをお願いします。

議長（矢内作夫君） はい、町長、答弁願います。

〔町長 挙手〕

町長（庵邊典章君） それでは、一般質問最後となりました、松尾議員からのご質問にお答えをさせていただくわけですけれども、議員のご質問、まちの今後についてというですね、非常にまあ、言えば、究極的な大きなテーマであり、具体的なことをですね、で、1つ1つで答えることは、なかなかできないわけでありましてけれども、まあ、その趣旨に沿った答弁をできるだけさせていただきたいと思っております。

まあ、町の自治体の行政、まあ、これの目的と言いますか、責務というのは、まあ自治体、その中で、住む人が安全・安心に暮らし続けていけるように、まあ、そういう生活が維持できるように、まあ、いろんな行政サービス、行政の事業を行って、しっかりと行政サービスを行っていくということ、そういうことが、まあ、まず基本的に求められると言いますか、自治体のまちづくりの基本にあるわけでありまして。そういう中で、それぞれの自治体の、いろんな当面の諸課題ということに、いろいろとまあ、取り組んでいっているわけでありましてけれども、まあ、現在の合併した、新佐用町としての、まちづくりの基本におきましては、そういう一番基本的なことを見据えた上で、佐用町の総合計画において、方針を設定をいたしております。その設定した方針のとおり、町の将来像として、ひと まち 自然がきらめく 共生の郷 佐用を目指し、まちづくりの基本理念である、一人ひとりを大切にすまち、自然と共に生きるまち、協働で未来をひらくまちを基本理念として、住民と行政との協働による自立したまちづくりを進めて参っております。

このような中、平成 21 年 8 月 9 日の台風 9 号による集中豪雨のため未曾有の大災害が発生したわけでありまして。

平成 22 年 3 月に佐用町災害復興計画を策定をし、まちが衰退しないように、一日も早い復旧により、住民の皆さんの生活が一日も早く元のような生活、安心して安定した生活が取り戻すことができるように、また、同じような被害が、今後、起こらないように、そういう安全で安心なまちを創っていくために、災害からの復興を、新しいまちづくりとして捉えて、創造的復興に取り組んでいくということにいたしております。

まあ、そのため、これまで佐用町が進めてきた総合計画に基づく協働のまちづくりを基本に、災害復興計画に掲げた災害復旧を着実に実施をしながら、まちの豊かな自然、文化、伝統などを活用し、これまで以上に地域と連携・協働しながら、住民皆で創る新しい佐用町のまちづくりということを目標にまちづくりに取り組んでいるところであります。

少子高齢化・限界集落対策につきましては、少子化、高齢化の傾向は、これからも続くと予想される中、若者の定住対策として、定住促進住宅の家賃において、入居基準において、新婚世帯、子育て世帯に対して軽減対策などもっております。まあ、その他にも、長時間保育や学童保育の実施、出生祝い金の支給や福祉医療費の小学生までの無料化など、

子育て支援にも力を入れているところでございます。

高齢者対策については、介護予防事業や健康づくりなど、住みなれた地域で、健康で安心して生活ができるような対策も実施しております。

また、本町の限界集落は、現在、一応統計的に 17 集落でございますが、既に、高齢化率 40 パーセントを超える集落も 14 集落ございます。今後更に高齢化率は上がると思えますが、全ての限界集落が一概に集落機能が低下してしまうとは言えないと思っております。しかし、世帯数が少ない小規模な限界集落については、周辺の集落とともに、お互いに支え合いながら、何とか集落機能を維持されているような状況であり、今後の、それぞれのまた、対策が必要だというふうに認識をいたしております。

また、限界集落の問題は、集落機能のみならず、一人ひとりの生活にも大きな影を落としているというふうに思っております。個々の生活の観点から見ても、限界集落は、概ね地理的な条件から交通の便が悪く、また、高齢者の独り暮らしや単独世帯が多く、生活するための必要最低限の食料品をはじめとする買い物や、通院など日々の暮らしに支障をきたし、切実な問題になっているというふうに認識をいたしております。

まあ、限界集落の問題は町全体としての大きな課題であります。集落の、それぞれの集落の課題、問題でもあり、いかにして集落の範囲を超える住民自治を、新たに構築できるかにかかっているというふうに思っております。そのために、地域づくり協議会会長やセンター長、自治会長さん、まちづくり活動推進員さんなど、地域づくり協議会の皆さんと行政が協働しながら、このような状況に対応していくことを考えていく必要があるというふうに思っております。

具体的な取組みといたしましては、災害以降、国土交通省の支援を受け、町商工会や佐用・石井・海内の地域づくり協議会などで組織する、防災に強い地域づくり推進協議会では、関西学院大学や美作大学、神戸大学などの学生の皆さんの協力を得て、限界集落の実態調査等も実施をいたしました。調査結果から明らかになってきた課題や、全国的に問題となっております、山間部地域の高齢者の生活課題に対応するために、地域づくり協議会を中心とした地域で支え合う仕組みづくりを支援して参りたいと思っております。

また、地域で取り組む地域交通の支援、さよさよサービスなどの移動サービス事業や移動販売車による買い物支援など、地域と連携し支え合う仕組みづくり等も支援をしております。

今後も、このような地域の活動に対して積極的に支援をしていきたいと考えておりますが、地域に若者を定住させたり、限界集落対策としてこれならばという、効果的な対策が、なかなかないのが現実でございます。そのような中、限界集落である若州集落において、佐用学生連絡協議会による若州学生村の取り組みが、活力ある地域づくりに寄与しており、地域と一体となった取り組みに期待をしているところでございます。町としても、この活動の推移を見守り、この活動が何とか、効果的な活動に発展ができるように支援もしていきたいというふうに考えております。

次の 3 点目の、JR 佐用駅のバリアフリー化についてのご質問でございますが、佐用駅は、姫新線と智頭線が交差し、特急スーパーはくと、スーパーいなばが停車をし、鉄道網における町の玄関口であり、バリアフリー化は必要であるというふうには考えておりますが、しかし、佐用駅の構造は半地下式であり、ホームまで 2 つの階段を通過しなければならず、駅の現在の構造上、バリアフリー化が、大変難しいといった現状は、以前からお話をさせていただいているところでございます。

また、実際、佐用駅の現状は、排水設備がないためにですね、平成 21 年 8 月の水害時にも駅員の詰所が、事務所がですね、水没をして、長く使えなかったというような、構造的にも問題のある施設でございます。また、トイレ等も衛生的で使いやすいとは言えない

ために、将来的には駅舎の全体的な改造が必要であるというふうには感じているところで
す。

これまで、JRに対して、駅舎の改築について、事務レベルで協議も行って参りましたが、
国庫補助事業で行うためには、利用者数の要件が不足をしており、JRとしては困難
であるとの回答でございます。

そのような中、国では、平成 23 年度から新たに地域公共交通確保維持改善事業を創設
する予定ということでもあります。この事業は、駅舎のバリアフリー化など、地域のニーズ
に合わせた事業の実施が可能にする財源的な措置であるというふうに期待をしております
が、しかし、現在の国の財政状況の中で、実際に実現可能かどうかということは、危惧さ
れるところでございます。

なお、姫新線は平成 24 年 3 月のダイヤ改正まで、増便の社会実験を行っております。
駅舎の改築を実現するためには、乗車数の増加が、まず、必要不可欠な条件となります
ので、姫新線の増便を維持するためのチャレンジ 300 万人乗車作戦に、皆様方も率先して取
り組んでいただきますように、この場をお借りしてお願いをしたいと思います。

次に、他の被災自治体への対応に関するご質問でございますが、平成 22 年においては、
7 月の豪雨災害により山口県山陽小野田市、また、広島県庄原市、岐阜県可児市及び八百
津町で、また、10 月には、静岡県小山町及び奄美大島において甚大な災害が発生をいたし
ております。災害が発生した際には、それぞれの現地災害対策本部と直ちに連絡をとり、
援助の申し出を行ってまいりました。そのような中、派遣要請がありました山陽小野田市には
活動内容の確認を行い、佐用町社会福祉協議会から 3 名の職員をボランティアセンター業
務等のため派遣もいたしました。他の市町においては派遣の要請はございませんでしたが、
災害対応等についての問い合わせに対し、逐次、被災をして災害を受けた町としての経験、
また、対応についての助言等をさせていただいております。

支援物資等につきましては、奄美大島における災害時に、現地において必要と思われる
タオル等を 10 月 21 日に送付を、送っております。また、奄美大島における災害に対して、
被害の、その大きさに鑑み義援金の募集を町民の皆様呼びかけ、集まった義援金を奄美
市、龍郷町へ送金もいたしましたところでございます。龍郷町ですね。送金をいたしましたところ
でございます

また、今、議員もお話いただきましたように、この度の関東東北の大地震に対する支援
活動も、今、逐次、全力で行っているところであり、今後も継続してですね、支援を、で
きるだけの支援を行っていきたいというふうに考えておりますので、ひとつ皆さん方にも、
どうぞよろしくお願いを申し上げたいと思います。

以上で、とりあえずの質問に対するお答えというふうにさせていただきます。

〔松尾君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、再質問、6 番、松尾文雄君。

6 番（松尾文雄君） それでは、再質問を行います。

まず、今回の東日本の災害におきまして、非常に大きな災害でありますから、非常に危
惧しているのが、この佐用町における災害復興が、若干影響してくるかなというのが、非
常に気になるころではありますけども、まあ、何とか、予定通り進んでいったらなとい
うふうには思っております。

それで、合併特例法の期限が、後 5 年を切っているような状況であります。そういっ
た中で、いわゆる合併特例法を使ったまちづくり計画というのがあったかと思いますが、

やはり、そういったものが、やはりこの佐用の災害以降、大きく影響しているのかなというふうには思うんですけども、まあ、いわゆる当初、まちづくり計画で挙げられた部分が、順調には、進んでいないかと思うんですけども、まあ、進み具合としては、当初の計画通りというのは、今の状態では、非常に難しいかと思うんですけども、まず、今の状況の中で、どのくらい進んでいるか。いわゆる、この5年間でやれることが、何か、やっぱり後の残ってしまうというふうな事業もあるかと思うんですけども、そういった部分が、分りましたら、よろしくお願ひしたいと思ひます。

〔町長 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、町長。

町長（庵逄典章君） 合併特例法に基づく、財源的な大きな財源として、合併特例債が、発行が許可をされて、まあ、その財源を基にですね、いろいろな事業にも取り組んで参りました。新町まちづくり計画に掲載をした事業でですね、当然まあ、その事業の実施に当たっては、再度、いろいろ慎重に、また研究をしながらですね、取り組んでおりますし、まあ、概ね、大きな事業、まあ、まだまだ、これからの課題は、たくさんあるんですけども、まあ、学校の耐震化でありますとか、道路でありますとか、まあ、そういう、また、この高度通信網の光ケーブルのですね、布設。こういうまあ、事業ができております。

ただまあ、町としては、合併特例債だけに頼らずにですね、過疎地域の指定も受けておりますので、過疎債の充当事業と、過疎債を充当するですね、事業として、まあ、そういう財源的には、そういう形で取り組んでおりますので、まあ、現在のところ、合併特例債、発行を許可されているものが、かなりたくさん残っております。まあ、特に、これから行っていく必要があるだろうというのは、もう教育施設や子育て施設なんかの整備なんかも、こういう合併後の取り組み、取り組みの中でですね、できるだけまあ、必要であれば、その特例債等の活用を図っていかねばならないと思っておりますし、また、今後の、非常にまあ、もう1つ大きな課題としてですね、新しい町としてのですね、この行政の拠点、この役場ですね、庁舎、こういう整備をですね、まあ、どういうふうに、形で図っていくのか。まあ、これも、合併特例債の期間でないですね、なかなか財源的には、自己財源ということになって、厳しいものがあるかと思ひます。

まあ、これから、どうしてもまあ、町の人口も、今、統計的には減少をしていきますし、それに見合う職員の人数も削減をしていかなきゃいけない。また、効率的な、やっぱり運営をしていかないとですね、行政サービスの、そういう中で、維持ができないという中で、まあ、行政サービス、行政運営のですね、拠点である、この庁舎というのは、非常にまあ、将来の佐用町にとっても、まあ、基本的に大事な施設ではないかなというふうに思っております。

まあ、それと、まあ、今回の、一昨年の災害の中で、改めてまあ、この防災対策、防災力の強化ということを図っていく。まあ、この課題が、強くまあ、認識をしているところでありますけれども、まあ、そういう1つの大きな、この手段としてですね、情報伝達の手段としての放送施設ですね。まあ、今の防災無線の、これの更新を行っていく。

また、消防においてもですね、今、広域化という形で、考えられて、まあ、検討もされておりますけれども、どちらにしても、消防無線も、これも更新をしていかなきゃいけない。これも非常に大きな事業費がかかります。まあ、こういう事業にですね、この財源として、全てが、その合併特例債に適應できるかどうか分からないんですけども、まあ、合併特例債を充てた、充てて、できるだけ負担の少ない中でですね、この町の基盤というものを、

しっかりと将来に向けて作っていかねばならないというふうに、今、考えているところでございます。

まああの、特例債からですね、21億ほどを基金化をしてですね、現金として基金で造成をして置いているわけですけども、まあ、こういう基金もですね、まあ今後の長期的な財政運営の中では、また十分、まちづくりのために、また、使っていくことも、今後のまた、1つの課題ではないかなというふうにも考えております。以上です。

〔松尾君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、6番、松尾君。

6番（松尾文雄君） まず、そうですね、限られた期限の中で、いわゆる有利な財源の中で、まちづくりをしていくということで、まあ、先ほど、町長述べられたように、かなり、まだまだ、正直言うて、山積みのような状況かなと思います。まあ、一日も早くそういった、特に教育施設、子育ての部分、またあの、行政サービスの拠点である庁舎というふうな部分も、やっぱり十分検討していく必要があるのかな。

まあ、特に、昨日も、学校統合の云々の部分で話ありましたが、やはり無駄と言われるような部分かもしれませんけれども、教育環境というものは、やはり地域の大人がしっかり支えていく必要があるのに、行政としても、しっかりと、そういった施設の整備はしていただきたいというふうに思います。

まず、合併特例債におきましては、それぐらいにしておきます。

それでは、次、人口が減少している中でということで、まず、商工会をはじめとする部分で、移動販売車というのが、現実、移動していただいております。非常にこれは、高齢者の多い地域としては、非常に助かるわけですけども、ただ、移動販売車を運行する、いわゆる商売人さんが、段々なくなっているのが現実かなと思います。そういった中で、商工会の、そういった商売人さんを、どのようにして育成していくかというのが、まず非常に大切になるわけですね。やはり、佐用地区は地区で、やっぱり、そういうふうな商売人さんも要りますし、上月地区は上月、また、南光は南光、三日月は三日月で、そういうふうな商売人さんを育てていく中で、限界集落と言われる、いわゆる高齢者の多い集落の移動販売、また、いわゆる安否確認から含めて、全部できるわけですから、まず、商工会に、いろいろこう助成はしてあるものの、そこらの育成が非常に大切かと思うんですね。やはり、今ちょっと、ずっと見て回ると、やはり移動販売車で販売していこかというふうな商売人さんが非常に少なくなっているように思います。そういった点の部分を、どのようにして、行政として育てていくか。育てていくというのは、おかしな話ですけども、まあ、商工会と共同して、そういった部分をしていくかというふうな部分があるかと思えますけども、今の町長の考えとしては、どのように思われてますか。

〔町長 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、町長。

町長（庵道典章君） まあ、いろんな事業を、これから、そういうサービスを行っていくためにもですね、町が、これを全て行政でやっていくということは、これはもう、続けていくというのが、非常に難しくなるわけですね。それは、必要な、生活に必要な、やはり、この事業として、その中で、この、事業として成り立つ形で、継続的な事業が展開できる

ようにしていかなきゃいけないと。そのためには、その事業をやっていただく人がいないとできない。で、まあ、それが、そういう状況の中で、課題の中で、現在のね、既に、いろいろなお商売されている皆さん、方も、待ってての商売は、なかなかできない。実際に、今、そういう需要に応えてですね、地域にも出て行って、事業として成り立つような商売をしていくという、こういう形で取り組んでいこうというね、形は、考え方は、当然、そこに出てくるわけです。

それには、新たにこう、そういう事業に取り組んでいく、参入するのではなくってですね、今、商工会の中での、これまで、そういう商売されてた方が、新しい方法として、また、それに取り組んでいただけるように、そういう事業に参加していただけるような、そういう支援を町がしていくべきだろうと。

ただ、それには、大きなまた、資金というような物も要るわけですね。そういう商売を始めるためには。それ、そういうことに、町の補助事業とか、いろんな国の補助をいただいたりして、支援をしていくというのが、行政の責任というのか、行政としての役割ではないかなというふうに思っております。

で、まあ、既に今、移動販売車で行っている所もですね、販売車を使って、各地域で、そういう移動販売をしていただいているのも、そういうお店の方にやっていただいているわけです。そういう方をまあ、ある程度、各地区、地区ごとぐらいにですね、作っていききたいということで、商工会ともお話をしているということで、ある程度まあ、そういう希望の方もあやに聞いておりますのでね、是非、そういう人たちとの相談にも、よく乗らせていただいでですね、実施ができるように考えていきたいなというふうに思っております。

〔松尾君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、6番、松尾君。

6番（松尾文雄君） そうですね。既存の商売人さんをお願いするのが一番なんで、そういったところを、商工会と十分に協議される中で、何とか充実していただきたい。

また、国県、それぞれ、いろんなメニューがあるかと思しますので、できれば、そういったメニューを集めていただいて、町の負担がかからないような方向にさせていただくのが、非常にありがたいかなと思しますので、また、町長も東京の方へ、よく行かれるかと思ひますけれども、そういう時、各省庁回っていただきまして、いろんなメニューを見つけていただいて、町民の役に立つ部分はね、メニューを集めていただきたいと思ひますので、よろしくお願ひします。

それでは、続いて、いわゆる佐用町の玄関口であります佐用駅のバリアフリー化。まあ、これは、何回となく議会の方でも、いろいろ言われているわけですがけれども、やはり合併した町の中でもそうですけれども、いわゆる、たつの、新宮、非常に良くなっていますね。本当にこう、駅舎が、まあ、今言う乗降客が多いとか云々という部分もあるかと思ひますけれども、やはり玄関口ですから、やはり佐用町も4町が一緒になって1つになったという、1つの、駅というのは玄関であり、シンボルでもあるという部分があります。そういった中で、非常に、町長もおっしゃられましたけれども、便利の悪い駅です。地下に1回降りて、また上がるというふうな部分で、まあ、いろんな話を聞く中で、高齢者の方をはじめ障害の方においては、佐用駅には、わざわざ来ないということですね。いわゆる徳久駅、三日月駅へ、わざわざ、そちらに行って乗る。非常に佐用駅では、便利が悪い。まあ、前にも、駅の部分で話しした時に言われましたけれども、まず役場に言っていただければ職

員が、そういうふうな駅のホームまで連れて行きますよというて、言われましたけれども、やはり頼む側としては、言いにくいんですね。

それで、汽車に乗るのに、1時間前から来るわけがないわけですから、一々役場に行っただろうなんかしよったら間に合わへんというふうな部分があって、皆、自分、それぞれが考えられて、徳久駅、また、三日月駅まで移動されているというのが現状であります。

これは、先ほども合併特例債の中にありましたけれども、庁舎も行政サービスをする上で考える必要があるというて、言われてますので、やはり、これは、いち早く考えていかないと、いわゆる玄関口である駅がどうにもならない。また、災害時には、駅というのは、1つの避難場所でもあります。そういった所が避難場所にもならないというふうなことで困るので、まず、これを早く考えていただきたい。

また、トイレにしても、町長もご存知のとおり、非常に汚いというふうな部分があって、非常に、そういうことが気になった方が、個人で掃除されたり、いろいろされているわけですが、なかなか、いつまでも続くわけでもありません。できれば、いわゆる佐用の玄関口である駅というものを、早くJRと話を進める中で、進めていっていただきたいなど。

やはり、佐用町が福祉福祉と言いながら、結局、玄関口ができてなかったら、何も福祉の町になりませんので、やはり、そういったところで、非常に困難な部分があるかと思えますけども、何とか、佐用駅のバリアフリー化。

また、佐用駅と庁舎、一体に考えることも可能かもしれませんね。ひょっとして。まあ、それは夢のような話かもしれませんが。

まあ、そういった部分で、駅のバリアフリー化というのを1日も早く考えていただきたいというふうに思っております。

またあの、今、これまでも言われましたけれども、職員が駅の方まで間違いなしに運びますよと言われましたけれども、いわゆる日曜日にしろ、時間外にしろ、なかなかそうはいかないという現実がありますので、そういったところを踏まえて、まず、どのように思われるか。一日も早くやっていただきたいんですけど、もう少し、努力していただきたいと思うんですけど、いかがでしょうか。

〔町長 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、町長。

町長（庵逄典章君） 今、お話のように、私も一日も早くね、そういう、その、佐用の玄関口にふさわしい、また、皆が本当に、便利に快適に使える駅になって欲しいという気持ち、このことは、当然、変わりがあるものではありません。

ただ、じゃあ努力をしますというお答えだけしてもね、非常に無責任なお答えになってしまうわけですね。じゃあ、いつできるのかと言われるとですね、まあ、ここの現状というものもお話をしなきゃいけないし、じゃあ、その、今の条件の中で、じゃあ対応をどうするかということにも、また、次はなっていくわけです。

それで、まあ、この駅が、なぜこういうふうになったか。これはまあ、非常に長い経過の中で、こういう形式の駅に、いろんな問題があってなったということなんですけれども、まあ、佐用のこの駅がある所は、非常に狭い敷地の所で、まあ智頭急行が通って、まあ、そこに、接続をさせるということで、非常にまあ、設計上苦労された経過があります。で、当初は、この、当然、国鉄、当時ですね、JRとして、この智頭線という、新しい、JRのAB線で建設をするということで取りかかったということです。

で、最初の計画では、ここを高架の駅にするという形になっていたんですね。で、まあ、JRのああいふ民营化等によってですね、そのAB線の建設。途中、これを廃止、事業がストップして、再開をするためには、このもう、三セクでやるしかないということで、長い間まあ、工事もストップしたと。で、三セクですのための、今度、条件としてですね、事業費なんかの、非常に見直しも行われたということです。まあ、それで、高架にして、例えば、裏の秀谷等へも、本来は、もう下を、高架で自由に通れるような形になるという予定がまあ、現在、元々の姫新線の線路はそのままあると。高さはですね、そのままにして、そこにまあ、智頭急行の線路を接続させるという形になって、そのために、道路としては、ああした隧道、下にトンネルを掘ってですね、接続をしなきゃしょうがなくなったということです。

で、非常に今、あの中で、例えば技術的に何でもできるだろうという要望もあり、そういう思いもあるんですけども、この駅が、非常に高低差がありますのでね、これを解消する方法としては、エスカレーターを付けるか、エレベーターを付けるか、2つだと思います。で、今更、その、線路等をですね、高くしたりですね、平らにするというようなことは、まずできないわけですね。影響が非常に大きい。もの凄い大きな事業費になります。で、まあ、駅の規模、また、町の規模ですね、最終的には、現実的には、そういうものに、沿った形で、合った物に、結果、どこの地域でもなっているということです。まあ、そうせざるを得ない。これは、まあ、財政的に考えてそうせざるを得ないと。

そうすると、この今の階段が、最初に、駅の待合室の所から、下の、駅の改札口の所まで行くのは、そこはまあ、広い階段が取れてます。ただ、今度、智頭急行へ上がる、プラットホームへ上がるですね、階段、それから姫新線へ上がる階段、非常に狭いんですね。で、ここにエスカレーターを横に併設するということは、なかなかできないんですね。で、できないというのは、ほんなら、壊して作ったらいいということになるんですけども、今の階段を、そのプラットホームの幅が、元々、姫新線の幅と、狭いところに、智頭急行が通ってますから、非常に狭い敷地の中で、ぎりぎりの設計がされてます。まあ、今、見ていただいたら、見たら分かるようにですね、智頭急行が、この北側、一番町側を通ってますけれども、もういっぱいいっぱいので、線路が、設計されているんですね。もういっぱいいっぱいこちらに、もうあれで設計をして、で、プラットホームの幅を、ぎりぎり取っているわけです。だから、プラットホームそのものもですね、一番まあ端に上り口があって、それからまあ、ずっとプラットホームの方へ歩くというふうになっているわけですね。ですから、そこにエレベーターを付けるとですね、エレベーターの構造物がドンと降りてきて、プラットホームの幅が取れないんですね。まあ、そういうまあ、制約がある。それから、姫新線のプラットホームも狭い。

で、ですから、方法としては、今のままで通常の構造的には、新宮駅で今度、まだ全部は終わってませんけども、新宮駅のようにですね、高架の駅。上に、橋上駅というやつですね。そうすると、その下からエレベーターで、なりエスカレーターで上に上がって、それから、また下へ降りると。どっちにしても階段は付けなきゃいけない。そこにまあ、バリアフリーということで、そのエスカレーターなりエレベーターを付けるということになるんですけども、それを付けるには、結局、同じように、その狭いところに降ろさなきゃいけないんですね。それを降ろすために、今度、その幅がないからと言ってプラットホームを変えたりですね、すると、当然、まあ、今度、線路の法線を非常に大きく全部変えていかなきゃならない。それで、元々、その土地が、もう限定されておると。そうすると、道路まで全部含めた、本当に、新たな、全面的な、その区画整理的なことを、計画変更を、というんですか、工事をやっていかなきゃいけないと。まあ、そういう非常に大変な事業になるということは、まず、これが前提にあるわけです。

で、そこに、後は、それに対する、ほないくらでも、絶対できないことはない。もの凄いお金をかれば、可能なことは、私は、それは技術的には、可能だとは思いますが、そこまでのお金が、じゃあ、どうするかということで、まあJRさんそのものは、もう、そんな事業はできませんと。元々、今、ここは赤字路線で、この線路の維持そのものについてですね、まあ非常に厳しいことを言われて、まあ、今こうして、300万人ということの、公費の中で社会実験してやっているという状況ですから。ですから、そういう、その、財源的にも、町がほな全て、今ね、合併特例債を使ってと言っても、その、それで、この駅舎だけにね、全ての物を投入するというわけにもいかないでしょうし、まあ、本当に、庁舎をつくる以上のお金をかけても、なかなか技術的にも難しい点も、克服しようと思えばあるという現実。このことはね、やっぱし、現実として、私達はもう知っていたいておかないとですね、その思いだけで、その、こういうして欲しいと。それはお互いに、その思いは同じ、共有してもですね、それを、じゃあ、責任持って実施する。こう、できますということには、なかなか言えないというのが、今の佐用の駅舎の現実だということでもあります。

まあ、そういう中で、まあ、対応として、じゃあどうするのかと。それはもう、当面は、そうした障害者の方が来られたら、必ず、連絡いただければ、職員また宿直員、駅員もおられますけども、一緒に介助をしたりして、何とか、そのへんは、そういう形で利用していただけるようにしていくということしかないし、また、環境的に、例えば、トイレとか、今の駅舎の待合室が非常に狭いし、狭いと言うんですか、使いにくいとか、その駅舎そのものが、佐用の町の玄関として、非常にまあ、貧弱であるとか、そういう点について、町が、もう少し、もっと、町の、佐用町らしい駅にしようと。その駅舎だけでもね、見栄だけでもしょうということになれば、考えていけば駅舎の改築、このへんは、待合室の方ですから、当然もう、町の方が、三日月駅でもされてますし、上月や南光でも、町が負担でやっている。同じような考え方で、やらざるを得ないということになるわけです。

まあ、現状をお話しするだけで、こうしますということまでは言えないというのが、また回答になってしまいます。

〔松尾君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、6番、松尾君。

6番（松尾文雄君） まあまあ、現状聞きよったらね、確かに、現状見たら、ホームも非常に狭いです。なかなか、そういったことは難しいなというのは、十分理解しているんですけどね、やはり、今、これからやるとすれば、やはりエレベーターを付けるというふうな部分かなとは思いますが、ただ、そのやり方については、また、いろいろ検討せないかん部分もあろうかと思えます。

また、先ほど言われました待合室等については、今、佐用町の待合室、佐用の駅の待合室というのは、あれ通路ですからね、待合室じゃありませんし、やはり玄関口にふさわしい、そういったことは、当然やっていかないかんだらうと。

また、あの、ホームに対して、エレベーター等付けようと思えば、やはり、この庁舎から駅に直接行くような、渡り廊下じゃないですけども、こちらから乗って、それで向こうでエレベーターで降りるといぐらいのことを考えていかないといけないかなと思えますね。駅の敷地内だけでやろうと思えば、無理かと思えます。非常に狭いからです。

まあ、そういった部分は、やはり先ほども庁舎云々ということを考えられるとすれば、そこらも一緒にひっくるめてね、まあ、できるできんは、まあ、技術的には、おそらく、

そんなもん簡単にできるんだらう思いますよ。技術的には、今、言う、予算が絡んでくるからできるかできないかという部分があるんであって、まあ、そういうことも1つ考えて、まあ、何とか、佐用町にふさわしい駅にさせていただきたい。できることから、まず、やっていたく。

それで、まず職員に言っていたら言われるんですけど、なかなか、その、土曜日、日曜日、また、時間にしても、そういうところが、なかなか難しいんですよ。いわゆる役場が開いている時間に、乗ったり降りたりするには、何ら問題、抵抗ないんですけども、やはり今日は休みやとかいうことになれば、それで、時間も今日は遅いということならば、当然、そんなこと言たって無理な場合があります。それで、駅の職員も、夜遅いときは、もういませんからね。そやから、始発から最終までおるかいうたらいませんからね。なかなか、そういったところで、いわゆる障害者の方々是非常に使いにくいという部分があります。そやから、そこらを、どういうふうにしていくかというのが、現実問題、非常に問題があるわけで、まあ、そこらをふっくるめて、いわゆる佐用町の玄関口にふさわしい駅にさせていただきたい。

また、その、いわゆるエレベーターについても、検討を進めていっていただきたいというふうに思います。

まあ、正直言うて、今現在、ここで検討しますというような、先ほど言われたように、言いにくい部分があるかと思えますね。検討しますと言われたら、こちらも、もう1回、検討の結果どうですかいうて、次の一般質問で聞かなあきませんからね、やはり、そういったところで、なかなかあれかと思えますけども、機会があるごとに、そういったことに考えを、検討課題に入れていただきたい。まずね。そういうふうに思っております。

それでは、次に、最終的に、いわゆる災害時の、いわゆる町の派遣云々ということで、まあ、先ほど、町長から、いろいろ、各地区の災害時における対応というものを聞いたわけですけども、まず、身近な問題として、今回の災害。今回、昨日、栗原市に行ったんは、第一弾だということを言われております。そういった中で、佐用町の災害時に、いろんな物資等を送っていただいております。非常にこう、佐用町に、まだあるかと思えますけども、そういった物資を、やはり2弾、3弾という中で、当然、救援物資の一環として送るような準備はされているかと思えますけども、まず、そういった中で、そういったものが、今現在、佐用町にあって、送ることが可能なのか。そういった項目と言うんですか、ひらい出してあるのかどうかということをお聞きします。

〔町長 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、町長。

町長（庵逄典章君） 災害で、いろいろと救援いただいた物資も、まだ使い切れずにですね、残っている部分もあり、そういうのは、防災倉庫、県の防災倉庫等も活用して保管をしている。これは、毛布でありますとか、他の所には、タオル類ですね、まあ、そういう物。それからまあ、非常食は当然、これは、準備をしてですね、これは通常から保管しているということです。

ですからまあ、後のですね、できるだけ物は、もう当然、被災された方に、皆さんに配布をしたりして届けておりますのでね、たくさんの物が残っているというわけ、状況ではありません。

ただ、もう1つ大きな物としては、仮設トイレ。これあの、仮設トイレについては、あれは1回、返すことができないので、後残った物は、100基ですか、何ぼ、

〔総務課長「70基」と呼ぶ〕

町長（庵逄典章君） 70基やな今。70基の仮設トイレがあります。

まあ、そういう物については、県の方にもですね、支援ができますということで、登録をさせていただいております。

それと、そういう物的な支援と同時に、今後必要なのは、人的な支援。まあ、こういうことで、調査も来てますし、例えば、保健師の派遣でありますとか、また、家屋を、被害を調査していく調査員の派遣でありますとか、また、水道とか下水道なんかのですね、まあ、そういう被害も非常に大きい。こういうものの復旧に伴う技術者の派遣。まあ、こういうのが、まあ、どれぐらいまあ、派遣が可能かどうか。町としては、当然まあ、私とこの町の維持もしていかなきゃいけませんので、職員が、最低限、職員の、当然、確保をした中で、何人ぐらい送れるか。こういうことについては、既に今、検討をして調査を、県にも送れる人員とかを報告もしております。

ただまあ、今は、まだまだ復旧というところまでいかない。もう物資が届いていないような所もある中で、また、行方不明者の捜索とか、まあ、そういうことが、まず急務だということで、今、県の消防隊の方とですね、県、今、佐用町からも、消防の救援、応援、援助隊として、派遣をしておりますけれども、ずっと継続してですね、これから、まず6期まで、今、2期が行っています。1期が昨日、1班が帰ってきましたから。また、6期まで、これから、とりあえず今の計画では、継続して派遣をしていくということになっております。はい。

〔松尾君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、6番、松尾君。

6番（松尾文雄君） あの、そうですね、今回の災害においては、非常に長期化するかと思われま。そういった中で、まず人的支援にしても、丁度できる範囲にお願いしたい。また、物的にしても、そういった準備をしていく中で、まあ、今後、いろんな様子が、はっきり分かって来たら、そういったことが直ぐできるかと思うんで、そういった体制だけは、常に取っていただきたいというふうに思います。

また、先般もこう、ライオンズクラブの方に、ちょっと話したんですけども、ライオンズクラブが寄贈した発電機、または、洗浄機。そういった物が、今すぐに佐用で必要であれば、そちらの方へ送っていただいてもいいなというふうな話もありますし、そういった各地域からいただいた物が、今、直ぐに佐用に必要でなければ、そういった物資の供給というのも必要かと思しますので、そういった部分も、今後、十分検討していただきたいと思いますというふうに思います。

あの、以上で、私の質問終わりますが、町長、何かありましたら、どうぞ。

〔町長 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、町長。

町長（庵逄典章君） はい、ありがとうございます。

今回、今、派遣をしております4名の隊員につきましては、そういう物資を届けると同

時にですね、まあ、現地の要望、特に今、どういうことを、これから町が支援していったらいいのか、必要、求められているのか、まあ、また、それについて、安全にまた、そこへ、どこまで行けるかですね、まあ、そういうことも調査も行ってくるといことで、まあ、この土曜日まで、そういうことを、できるだけ調査をして、日曜日に帰ってくるという予定にしております。

で、まあ、当然まあ、これ本当に、佐用町だけでね、が、行う支援というのは、1町だけで見れば、非常に微々たるものか、分かりませんが、これ、全国の自治体が、少しずつ、そういう力を出して、大きな、国としてのですね、支援という形にしていかなきゃいけないということだと思います。

で、町としても、当然、そういう、今後、人的な支援、また、機動的に動くために車両とかですね、まあ、求められる物、今、おっしゃっていただいた、この災害で寄贈いただいたようなですね、ああいう、その、機動的に動けるような車両というような物。まあ、また、佐用町が、あの時に、非常に役に立った洗浄機ですね。本当に、泥まみれになっていると思います。除々に、こういう物を復旧するためには、そういう、きれいに洗浄していくというようなことが、作業が、これから待っているわけです。まあ、そういう時に必要な段階で、そういう要望に応じて、町としても支援をしていくと。そういう、適宜ですね、そういう状況を踏まえた上で、よく調査しながらですね、効果的なご援助をさせていただきたいというふうに考えております。

〔松尾君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、松尾君。

6番（松尾文雄君） それでは、効果的な支援を期待しまして、以上で終わります。

議長（矢内作夫君） はい、ご苦労様でした。

以上で、松尾文雄君の発言は、終わりました。

これで、通告による一般質問は終了いたしました。

以上をもちまして、本日の日程は終了します。

お諮りをいたします。明、3月18日から24日まで本会議を休会したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（矢内作夫君） はい、ご異議なしと認めます。よって、そのように決めます。

次の本会議は、来る3月25日、午前9時30分より再開をいたします。

それでは、本日は、これにて散会をいたします。ご苦労様でした。

午後01時58分 散会